



長野県報

3月22日(木)
平成30年
(2018年)
第2959号

目次

条 例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（消防課、介護支援課、食品・生活衛生課、薬事管理課、資源循環推進課、ものづくり振興課、園芸畜産課、森林づくり推進課、河川課、建築住宅課）…………… 7

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（消防課）……………10

特別会計設置条例の一部を改正する条例（市町村課）……………10

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）……………10

資金積立基金条例の一部を改正する条例（地域振興課、医療推進課、環境エネルギー課、道路建設課）……………10

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）……………11

長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（人事課）……………30

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例等の一部を改正する条例（人事課、県立大学設立準備課、健康福祉政策課）……………30

長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課、産業政策課産業戦略室）……………30

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども・家庭課）……………31

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（健康福祉政策課国民健康保険室）……………31

長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（健康福祉政策課国民健康保険室）……………31

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例を廃止する条例（健康福祉政策課国民健康保険室）……………31

貸付金免除条例の一部を改正する条例（医療推進課）……………32

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（医療推進課、介護支援課）……………32

介護医療院の施設の基準に関する条例（介護支援課）……………36

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）……………37

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）……………40

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）……………43

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例（食品・生活衛生課）……………43

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）……………45

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（産業立地・経営支援課）……………46

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課）……………46

家畜保健衛生所の設置に関する条例の一部を改正する条例（園芸畜産課）……………46

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課）……………46

長野県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例（農地整備課）……………46

長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）…………… 47

長野県建築基準条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（建築住宅課、生活安全企画課）……………47

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（総務課）……………47

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）……………48

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警務課）……………65

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活安全企画課、交通企画課、交通指導課、東北信運転免許課）……………74

規 則

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	76
特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則(人事課)	76
長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則(医療推進課)	77
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	77
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	78
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	78
給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則(人事委員会事務局)	83
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	84

告 示

平成30年2月26日成立した平成29年度補正予算の要領(財政課)	85
平成30年3月14日成立した平成29年度補正予算の要領(財政課)	86
平成30年3月14日成立した平成30年度予算の要領(財政課)	89
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)	94
長野県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規程の廃止(医療推進課)	94
都市計画事業の事業計画の変更認可(3件)(生活排水課)	94
長野県立自然公園条例に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課)	95
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課)	95
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	95
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	96
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課)	97
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課)	97
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	97

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(消防課)	97
建設業法に基づく処分(建設政策課)	97
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)	98
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	98
警備業法に基づく検定の実施(2件)(生活安全企画課)	98

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第1号)

- 1 法令に基づき特定の者のために行う事務に係る手数料について、諸経費の増減に伴い、その額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日(一部の規定は、公布の日、同年5月1日)から施行します。

◇ 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第2号)

- 1 消防団が活動しやすい環境を整え、消防団員の確保を図るため、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を、平成32年度(改正前:平成29年度)まで延長しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 特別会計設置条例の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 近年活用が低調な長野県市町村振興資金の貸付けを、今年度をもって終了することから、長野県市町村振興資金貸付金特別会計を廃止しました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 公職選挙法の一部改正により、県議会議員選挙において頒布できることとなる選挙運動用のビラの作成費を公費負担の対象とするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成31年3月1日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 基金を財源とする事業が終了した長野県栄村復興基金、長野県東日本大震災復興交付金基金、長野県医療施設耐震化臨時特例基金及び長野県グリーンニューディール基金を廃止しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表、勤勉手当及び扶養手当について改定したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する条例
 - ア 給料表
平均0.14%引き上げました。
 - イ 勤勉手当
年間支給月数を1.80月(改正前:1.70月)に改定しました。
 - ウ 扶養手当
配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額(13,000円→6,500円)し、子に係る手当額を引き上げました(6,500円→10,000円)。
 - エ 特殊勤務手当
 - (7) 外国勤務手当の新設
海外駐在員に旅費として支給している駐在経費を特殊勤務手当として支給することとしました。
 - (4) 特殊現場作業手当の特例及び死体処理手当の対象となる災害等の追加
東日本大震災に特定大規模災害等を追加しました。
 - (2) 特別職の職員の給与に関する条例
期末手当の年間支給月数を3.30月(改正前:3.25月)に改定しました。
- 2 この条例は、公布の日(一部の規定は、平成30年4月1日)から施行し、(1)のアは平成29年4月1日から、(1)のイ及び(2)は同年12月1日から適用します。

◇ 長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 国家公務員における退職手当の改正に準じ、職員の退職手当の支給水準を引き下げるとともに、職員を退職し引き続いて公立大学法人長野県立大学の職員になる者について勤続期間の通算を前提に退職手当を支給しないこととする特例を定めました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日（一部の規定は、同年3月31日）から施行します。
-

◇ 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 地方独立行政法人法の一部改正により、長野県立病院機構の業務実績の評価を知事が行うこととなったことに合わせ、評価等の際に地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会に意見を求める仕組みを設けたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定める地域経済牽引事業を支援し、県内に経済的効果を及ぼすため、当該事業のための施設を設置した事業者に対する不動産取得税及び大規模償却資産に係る固定資産税の課税免除を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成29年9月29日から適用します。

◇ 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターの職員の基準を緩和しました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 基金の積立の状況から、今後2年間、新たな積立なしに長野県後期高齢者医療財政安定化基金による事業が運営できる見込みであるため、基金への拠出率を零（改正前：10万分の41）に改めました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から、県が財政運営の責任主体となる国民健康保険事業について、その財政の安定化を図るため、国民健康保険財政安定化基金からの交付等に関し、必要な事項を定めました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例を廃止する条例（条例第13号）

- 1 国民健康保険法の一部改正により、都道府県調整交付金が廃止され、国民健康保険の財政の安定化を図り、都道府県内の市町村の財政調整を行うために一般会計から特別会計への繰入を行うことに伴い、国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例を廃止することとしました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 貸付金免除条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 長野県理学療法士及び作業療法士修学資金の貸与制度の廃止に伴い、当該制度による貸付金の免除に関する規定を削除しました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行及び介護保険制度の改正に伴い、指定居宅サービスに係る基準を改めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日（一部の規定は、同年10月1日）から施行します。
-

◇ 介護医療院の施設の基準に関する条例（条例第16号）

- 1 介護保険法の一部改正により介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の施設に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに就労定着支援及び自立生活援助のサービスに関する基準を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに居宅訪問型児童発達支援のサービスに関する基準を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設の事業者の基準を緩和したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例（条例第20号）

- 1 本県における住宅宿泊事業の適正な実施を図り、良好な生活環境を保全するため、住宅宿泊事業法に基づき、事業の実施を制限する区域及び期間等を定めるとともに、事業者の責務その他必要な事項を定めました。
 - 2 この条例は、平成30年6月15日（一部の規定は、公布の日）から施行します。
-

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 長野市からの要望により、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊業者からの届出の受理等の事務の権限を移譲することとしました。
 - 2 この条例は、平成30年6月15日（一部の規定は、公布の日）から施行します。
-

◇ 信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 製造業等のものづくり産業を営む法人等の投資を促進し、雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、ものづくり産業投資応援地域において当該法人等が土地等を取得した場合における不動産取得税の課税免除又は補助の対象期間を、平成32年度（改正前：平成29年度）まで3年間延長しました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 依頼により行う試験等に係る手数料について、新たに導入する装置による試験の追加に伴い、機械金属の切削試験の区分における手数料の上限額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 家畜保健衛生所の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 佐久家畜保健衛生所上田支所の管内における家畜防疫等の対応強化を図るため、上田支所を廃止し、佐久家畜保健衛生所に統合することとしました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 依頼により行う試験等に係る手数料について、諸経費の増大に伴い、その額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 土地改良法の一部改正により、農地中間管理機構の借入農地について、一定の要件の下、農地の所有者の同意や費用負担なしに基盤整備事業を実施しうる制度が創設されたことに伴い、当該基盤整備事業に係る農地を目的外の用途に供した場合等に係る特別徴収金について定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園における運動施設の設置割合の制限に係る運動施設率を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県建築基準条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 都市計画法の一部改正により、新たな用途地域として田園住居地域が定められたことに伴い、次のとおり改正を行いました。
 - (1) 長野県建築基準条例
建築基準法の一部改正に伴い、田園住居地域を日影による中高層の建築物の高さ制限を行う区域に加え、低層住居専用地域の規制に準じ、日影となる時間の制限を定めました。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
田園住居地域について、低層住居専用地域に準じ、風俗営業所の設置を制限するとともに、深夜における酒類提供飲食店営業、風俗営業等による騒音を規制することとしました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成30年3月31日までの特例（減額）期間を引き続き1年間延長し、平成31年3月31日までとすることとしました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定（平均0.14%引上げ）したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成30年4月1日）から施行し、平成29年4月1日から適用します。

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定（平均0.14%引上げ）したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成30年4月1日）から施行し、平成29年4月1日から適用します。
-

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 道路交通法施行令等の改正に合わせ、運転免許ほかの許可等の事務に係る手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。
-

条例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第1号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中 「 8,500円 」 を 「 8,600円 」 に、

(10) 法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	〃	33,000円
---	---	---------

を

(10) 法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	〃	33,000円
(11) 法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可	〃	63,000円
(12) 法第107条第2項の規定による介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	〃	33,000円

に改め、同表の26の2の項中 「 2,000円 / 2,000円 」 を 「 2,200円 / 2,200円 」 に改め、同表の27の項中 「 5,600円 / 2,300円 」 を 「 5,800円 / 2,400円 」

に改め、同表の30の項中 「 15,200円 」 を 「 15,400円 」 に、「 10,600円 」 を 「 10,700円 」 に、「 10,800円 / 5,300円 」 を

「 11,000円 / 5,400円 」 に改め、同表の31の項中 「 4,000円 / 17,600円 」 を 「 4,100円 / 17,600円 」 に、「 11,900円 / 4,000円 」 を 「 12,000円 / 4,100円 」 に改

め、同表の32の項中 「 15,200円 / 4,000円 」 を 「 15,300円 / 4,100円 」 に、「 4,000円 / 2,800円 」 を 「 4,100円 / 2,800円 」 に改め、同表の33の項中

「 200,200円 / 35,400円 」 を 「 204,000円 / 36,000円 」 に、「 71,100円 / 34,800円 」 を 「 72,400円 / 35,400円 」 に、「 96,100円 / 20,800円 」 を 「 97,800円 / 21,100円 」 に、

「 30,800円 / 20,800円 」 を 「 31,300円 / 21,200円 」 に、「 71,200円 / 48,900円 / 17,900円 」 を 「 71,900円 / 49,200円 / 18,200円 」 に改め、同表の35の項中

(7) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	〃	81,000円
--	---	---------

を

(7) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	〃	147,000円
(8) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	〃	134,000円
(9) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	〃	81,000円

に、「(8)」を「(10)」に、「(9)」を「(11)」に、「(10)」を「(12)」に、「(11)」を「(13)」に、「(12)」を「(14)」に、「(13)」を「(15)」に、「(14)」を「(16)」に、「(15)」を「(17)」に、「(16)」を「(18)」に、「(17)」を「(19)」に、「(18)」を「(20)」に、「(19)」を「(21)」に、「(20)」を「(22)」に、「(21)」を「(23)」に、「(22)」

を「(24)」に、「(23)」を「(25)」に、「(24)」を「(26)」に、「(25)」を「(27)」に改め、同表の35の2の項中 「75,000円」 を 「67,000円」

に改め、同表の36の項中

2,800円
5,000円
3,400円
2,700円
4,700円
2,800円
5,000円
3,400円

を

2,900円
6,500円
4,500円
3,600円
4,700円
2,900円
5,700円
3,800円

に、

「1,800円」

を

「1,900円」

に改め、同表の39の項中

「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「220円に」を「210円に」に、「4円」を「3円」に、

「90円」を「80円」に改め、同表の43の項中「1万9,000円」を「1万7,000円」に改め、同表の53の2の項中

「20,000円」を「21,000円」に改め、同表の56の項中 「280円」を「290円」に、「1,400円」を

「1,500円」に改め、同表の61の項中「3,800円」を「3,900円」に改め、同表の67の項中

37,700円
17,000円

33,900円
15,000円

に改め、同表の68の項中

10,000円
16,000円

を

11,000円
16,000円

に、

26,000円
26,000円

を

27,000円
27,000円

に、

66,000円
97,000円

を

67,000円
98,000円

に、

130,000円
170,000円
300,000円
140,000円
190,000円
230,000円
300,000円
560,000円

を

140,000円
180,000円
320,000円
150,000円
210,000円
240,000円
320,000円
610,000円

に、

21,000円
31,000円
51,000円

を

22,000円
32,000円
52,000円

に、

12,000円
14,000円
14,000円
17,000円
19,000円

を

13,000円
14,000円
15,000円
18,000円
20,000円

に、

43,000円
53,000円
75,000円

を

44,000円
54,000円
76,000円

に、

14,000円
17,000円
23,000円
31,000円

を

15,000円
18,000円
24,000円
32,000円

に、

「70,000円」を「71,000円」に、

27,000円
55,000円

を

28,000円
56,000円

に、「又は第13項ただし書」を「第13項ただし書

又は第14項ただし書」に、

27,000円
160,000円
160,000円
27,000円

を

28,000円
160,000円
160,000円
28,000円

に、

27,000円
160,000円
27,000円

を

28,000円
160,000円
28,000円

に、

27,000円
27,000円

を

28,000円
28,000円

に、

「78,000円」

を

「79,000円」

に、「7万8,000円」を「7万9,000円」に、

8,000円
8,000円

を

「

9,000円
9,000円

」に、
「(50)のア及びイに定める区分に応じ、それぞれ(50)のア及びイに定める額

27,000円

」を
「(50)のア及びイに定める区分に応じ、それぞれ(50)のア及びイに定める額

28,000円

」に改め、同表の69の項中「

16,900円

」を「

17,700円

」に改め、同表の74の4の項中「

20,000円

」を「

21,000円

」に、
「

11,000円
10,000円

」を「

12,000円
10,000円

」に、
「

8,000円
8,000円

」を
「

9,000円
8,000円

」に、「

66,000円

」を「

67,000円

」に、「

19,000円

」を「

20,000円

」に、「

15,000円
7,000円

」を
「

16,000円
7,000円

」に、「

23,000円

」を「

24,000円

」に改め、同表の74の5の項中
「

30,000円
50,000円
87,000円

」を「

31,000円
51,000円
88,000円

」に
「

29,000円
86,000円
130,000円
160,000円
210,000円
34,000円

」を
「

30,000円
87,000円
130,000円
170,000円
210,000円
34,000円

」に、
「

68,000円
96,000円

」を「

69,000円
97,000円

」に、「

570,000円

」を「

580,000円

」に、
「

370,000円
530,000円
650,000円
770,000円
880,000円

」を
「

380,000円
540,000円
660,000円
780,000円
890,000円

」に、
「

15,000円
25,000円

」を「

16,000円
26,000円

」に、「

68,000円
86,000円
92,000円

」を「

69,000円
87,000円
93,000円

」に、
「

43,000円
67,000円
85,000円

」を
「

44,000円
68,000円
86,000円

」に、
「

17,000円
17,000円
34,000円
48,000円
67,000円
97,000円
130,000円

」を
「

18,000円
18,000円
35,000円
49,000円
68,000円
98,000円
140,000円

」に、
「

280,000円
110,000円
180,000円
260,000円
320,000円
380,000円

」を
「

290,000円
120,000円
190,000円
270,000円
330,000円
390,000円

」に改め、同項の付表中
「

29,000円
86,000円

」を「

30,000円
87,000円

」に、「

43,000円
67,000円
84,000円

」を「

44,000円
68,000円
85,000円

」に、「

54,000円
89,000円

」を
「

55,000円
90,000円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、別表第1の36の項の改正規定及び次項の規定は同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年5月1日前に受験願書を提出した者が納付すべき消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定による危険物取扱者試験の実施に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の36の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行日前に受けようとする介護医療院の開設の許可に係る手数料)

- 3 この条例の施行の前日に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第16条の規定により同法による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、手数料6万3,000円を納めなければならない。

消 防 課
介護支援課
食品・生活衛生課
薬事管理課
資源循環推進課
ものづくり振興課
園芸畜産課
森林づくり推進課
河川課
建築住宅課

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第2号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同項第2号中「平成30年度分」を「平成33年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

消 防 課

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第3号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例(昭和39年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県市町村振興資金貸付金特別会計の項を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成30年5月31日までの間に限り、この条例による改正前の特別会計設置条例別表に規定する長野県市町村振興資金貸付金特別会計により経理すべき歳入又は歳出については、同表に規定する長野県市町村振興資金貸付金特別会計の平成29年度の歳入又は歳出として経理することができる。

市 町 村 課

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第4号

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例(平成6年長野県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「のピラ(長野県知事の選挙の場合に限る。)」を「及び第4号のピラ(」に改める。

第8条中「が16万枚」を「が法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数(以下この条及び第10条において「法定枚数」という。)」に、「、16万枚」を「、当該法定枚数」に改める。

第10条中「16万枚」を「法定枚数」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- この条例による改正後の長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

市 町 村 課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第5号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県栄村復興基金の項、長野県東日本大震災復興交付金基金の項、長野県医療施設耐震化臨時特例基金の項及び長野県グリーンニューディール基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域振興課
医療推進課
環境エネルギー課
道路建設課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第6号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

附則第8項中「100分の0.425」を「100分の0.475」に、「100分の0.525」を「100分の0.575」に、「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,200	196,200	233,100	266,800	293,300	324,300	368,900	415,200	466,400
	2	146,300	198,000	234,700	268,700	295,500	326,600	371,600	417,600	469,500
	3	147,500	199,900	236,200	270,500	297,800	328,900	374,100	420,200	472,600
	4	148,600	201,700	237,900	272,700	300,000	331,100	376,800	422,600	475,700
	5	149,800	203,300	239,400	274,500	302,000	333,400	378,700	424,500	478,700
	6	150,900	205,200	241,100	276,500	304,400	335,400	381,200	426,900	481,800
	7	152,000	207,000	242,600	278,400	306,700	337,700	383,600	429,000	484,800
	8	153,100	208,800	244,300	280,500	308,900	339,900	386,100	431,300	488,000
	9	154,200	210,600	245,600	282,700	311,000	341,900	388,700	433,300	490,700
	10	155,700	212,400	247,100	284,700	313,300	344,200	391,400	435,400	493,900
	11	157,000	214,200	248,800	286,800	315,600	346,200	394,100	437,600	496,900
	12	158,300	216,100	250,200	288,900	317,900	348,500	396,800	439,700	500,100
	13	159,600	217,500	251,700	290,900	320,000	350,300	399,300	441,400	502,800
	14	161,200	219,300	253,200	293,100	322,200	352,300	401,600	443,300	505,200
	15	162,700	221,000	254,600	295,100	324,400	354,500	403,900	445,300	507,500
	16	164,300	222,900	256,000	297,100	326,600	356,500	406,300	447,300	509,900
	17	165,600	224,600	257,500	299,100	328,600	358,200	408,100	449,300	512,000
	18	167,200	226,300	259,200	301,100	330,600	360,300	410,200	451,100	513,400
	19	168,700	228,000	261,000	303,200	332,700	362,100	412,100	452,900	515,000
	20	170,200	229,600	262,800	305,300	334,700	364,000	413,900	454,700	516,400
	21	171,700	231,100	264,400	307,300	336,500	366,100	415,900	456,500	517,600
	22	174,400	232,900	266,300	309,400	338,700	368,000	417,700	458,000	519,000
	23	177,100	234,500	268,000	311,500	340,700	370,000	419,500	459,500	520,600
	24	179,700	236,100	269,700	313,600	342,900	372,000	421,500	461,000	522,100
	25	182,500	237,300	271,800	315,400	344,300	374,000	423,300	462,400	523,200
	26	184,200	238,900	273,700	317,500	346,200	376,000	424,800	463,700	524,300
	27	185,900	240,300	275,500	319,500	348,100	378,000	426,400	465,100	525,600
	28	187,600	241,600	277,400	321,600	350,100	380,000	428,000	466,300	526,800
	29	189,200	242,900	279,100	323,400	351,800	381,600	429,600	467,300	527,800
	30	191,000	244,200	281,000	325,400	353,700	383,400	430,900	468,000	528,700
	31	192,800	245,200	283,000	327,600	355,700	385,200	432,300	468,800	529,600
	32	194,600	246,400	284,700	329,700	357,500	386,800	433,500	469,500	530,500
	33	196,200	247,700	286,300	331,000	359,500	388,700	434,700	470,300	531,400
	34	197,700	249,000	288,300	333,100	361,300	390,100	436,000	471,100	532,300

	35	199,300	250,200	290,100	335,000	363,100	391,600	437,400	471,800	533,000
	36	200,800	251,500	292,000	337,100	364,800	393,300	438,600	472,400	533,500
	37	202,100	252,400	293,700	339,100	366,300	394,700	439,800	472,900	534,200
	38	203,400	253,800	295,400	341,000	367,600	395,900	440,600	473,500	534,800
	39	204,800	255,300	297,200	343,100	369,000	397,100	441,400	474,100	535,600
	40	206,100	256,800	299,100	345,000	370,500	398,300	442,200	474,700	536,200
	41	207,400	258,200	300,700	346,900	371,800	399,400	442,900	475,200	536,800
	42	208,700	259,600	302,400	348,900	372,700	400,600	443,600	475,800	
	43	210,100	261,100	303,900	350,700	373,800	401,800	444,300	476,200	
	44	211,400	262,400	305,600	352,600	374,900	402,900	445,000	476,500	
	45	212,600	263,600	307,200	354,200	375,700	403,700	445,800	476,800	
	46	213,900	264,900	308,900	355,600	376,700	404,400	446,600		
	47	215,200	266,400	310,600	357,100	377,600	405,100	447,000		
	48	216,600	267,700	312,300	358,600	378,500	405,800	447,700		
	49	217,700	268,900	313,300	360,300	379,400	406,400	448,300		
	50	218,800	270,000	314,800	361,100	380,200	407,000	448,700		
	51	219,800	271,400	316,400	362,300	381,000	407,500	449,100		
	52	220,900	272,700	318,000	363,300	381,900	407,900	449,500		
	53	222,100	273,700	319,600	364,200	382,600	408,300	449,900		
	54	223,100	274,800	321,300	365,400	383,300	408,600	450,300		
	55	224,000	276,100	322,900	366,300	384,000	408,900	450,700		
	56	225,000	277,500	324,400	367,400	384,700	409,300	451,000		
	57	225,500	278,500	325,900	368,300	385,200	409,600	451,300		
	58	226,400	279,500	327,200	369,000	385,800	409,900	451,700		
	59	227,300	280,400	328,400	369,700	386,400	410,200	452,000		
	60	228,200	281,500	329,600	370,500	387,200	410,500	452,300		
	61	228,900	282,700	330,300	370,900	387,600	410,800	452,600		
	62	229,900	283,700	331,200	371,500	388,300	411,100			
	63	230,700	284,600	332,100	372,200	388,900	411,400			
	64	231,600	285,600	332,900	372,900	389,500	411,700			
再任用 職員以 外の職 員	65	232,400	286,200	333,800	373,200	389,900	412,000			
	66	233,200	287,100	334,200	373,900	390,500	412,300			
	67	234,100	287,900	334,900	374,600	391,100	412,600			
	68	235,200	288,800	335,700	375,300	391,700	412,900			
	69	235,900	289,800	336,500	375,600	392,100	413,100			
	70	236,600	290,600	337,300	376,300	392,700	413,400			
	71	237,200	291,400	338,000	377,000	393,200	413,700			
	72	238,100	292,200	338,700	377,600	393,800	414,000			
	73	238,900	293,100	339,200	377,900	394,100	414,200			
	74	239,600	293,600	339,800	378,500	394,500	414,500			
	75	240,300	294,000	340,300	379,200	394,900	414,900			
	76	240,900	294,500	340,900	379,800	395,300	415,100			
	77	241,600	294,600	341,200	380,200	395,600	415,300			
	78	242,400	295,000	341,700	380,700	395,900	415,600			
	79	243,300	295,200	342,100	381,300	396,200	415,900			
	80	244,000	295,600	342,600	381,900	396,500	416,100			
	81	244,600	295,800	343,100	382,400	396,700	416,300			
	82	245,300	296,000	343,600	383,000	397,000	416,600			
	83	246,000	296,400	344,100	383,500	397,300	416,900			
	84	246,700	296,700	344,600	383,800	397,500	417,100			

	85	247,300	297,000	344,900	384,200	397,700	417,300			
	86	248,000	297,300	345,300	384,700	398,100				
	87	248,800	297,600	345,800	385,100	398,400				
	88	249,500	298,000	346,200	385,500	398,600				
	89	250,100	298,300	346,500	385,900	398,800				
	90	250,600	298,800	346,900	386,400	399,100				
	91	250,900	299,100	347,400	386,800	399,400				
	92	251,300	299,500	347,800	387,300	399,600				
	93	251,600	299,600	348,000	387,600	399,800				
	94		299,800	348,500	388,100					
	95		300,200	349,000	388,500					
	96		300,600	349,400	388,900					
	97		300,800	349,500	389,200					
	98		301,100	350,000	389,700					
	99		301,500	350,400	390,100					
	100		301,900	350,700	390,500					
	101		302,100	351,000	390,800					
	102		302,400	351,400						
	103		302,800	351,800						
	104		303,100	352,200						
	105		303,300	352,700						
	106		303,600	353,100						
	107		304,100	353,500						
	108		304,400	354,000						
	109		304,600	354,500						
	110		305,000	354,900						
	111		305,400	355,200						
	112		305,700	355,500						
	113		305,800	356,000						
	114		306,100							
	115		306,400							
	116		306,800							
	117		307,000							
	118		307,200							
	119		307,500							
	120		307,800							
	121		308,200							
	122		308,400							
	123		308,700							
	124		309,000							
	125		309,300							
再任用 職員		190,700	218,700	259,400	279,200	294,600	320,400	362,900	396,600	448,700

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,400	196,000	284,200	336,500	395,300
	2	146,500	198,600	286,600	338,800	398,300

3	147,700	201,100	289,100	341,000	401,000
4	148,800	203,500	291,500	343,100	403,900
5	150,000	206,100	293,900	345,000	406,000
6	151,300	208,400	296,100	347,100	408,700
7	152,600	210,800	298,100	349,300	411,500
8	153,900	213,000	300,200	351,300	414,200
9	155,100	215,100	302,300	353,100	416,900
10	156,800	217,500	305,000	355,200	419,500
11	158,400	220,000	307,600	357,300	422,300
12	160,000	222,400	310,500	359,200	425,100
13	161,600	224,600	312,700	361,300	427,800
14	163,500	227,100	315,400	363,200	430,500
15	165,400	229,500	317,900	365,100	433,400
16	167,500	231,900	320,800	367,000	436,100
17	169,300	234,300	323,400	368,900	438,700
18	171,600	237,100	325,600	370,900	441,300
19	173,800	240,100	327,900	372,600	443,900
20	175,900	243,000	330,000	374,600	446,500
21	178,200	245,600	332,400	376,200	449,100
22	180,600	248,300	334,400	378,200	451,700
23	183,000	250,900	336,400	380,000	454,400
24	185,300	253,600	338,500	382,000	456,900
25	187,400	256,400	340,500	383,400	459,200
26	189,700	258,800	342,400	385,100	461,500
27	191,800	261,200	344,300	387,100	464,000
28	194,000	263,400	346,100	389,000	466,600
29	196,100	266,200	348,000	390,800	469,100
30	197,800	268,400	349,800	392,800	471,700
31	199,700	270,300	351,300	394,700	474,200
32	201,400	272,500	353,000	396,600	476,800
33	203,200	274,300	354,500	398,300	479,100
34	205,200	276,300	355,900	400,100	481,600
35	207,100	278,500	357,200	401,700	484,000
36	209,000	280,400	358,700	403,500	486,600
37	210,800	282,400	360,000	404,800	489,000
38	212,700	283,900	361,400	406,300	491,500
39	214,600	285,100	362,700	407,700	494,000
40	216,600	286,600	364,100	409,200	496,500
41	218,500	288,100	364,800	410,600	498,900
42	220,400	289,100	366,000	411,900	501,100
43	222,400	290,100	367,200	413,400	503,400
44	224,300	291,100	368,300	415,100	505,600
45	226,000	291,800	369,500	416,500	507,300
46	228,000	293,100	370,800	417,700	508,900
47	229,800	294,300	372,100	419,300	510,500
48	231,600	295,500	373,200	421,000	512,000
49	233,400	296,900	374,300	422,300	513,700
50	235,200	298,200	375,600	423,700	515,200
51	236,900	299,400	377,000	425,200	516,600
52	238,700	300,500	378,300	426,700	518,100

	53	240,200	301,700	379,000	428,100	519,200
	54	242,000	302,900	380,000	429,500	520,500
	55	243,800	304,300	380,900	430,900	521,700
	56	245,400	305,400	382,000	432,400	522,900
再任用 職員以 外の職 員	57	246,700	306,400	382,800	433,500	523,800
	58	247,900	307,500	383,600	434,800	524,800
	59	249,000	308,700	384,300	436,200	525,900
	60	250,100	309,900	385,000	437,600	526,900
	61	251,200	310,800	385,600	438,400	528,000
	62	252,300	311,900	386,300	439,300	528,900
	63	253,200	313,000	387,300	440,300	529,600
	64	254,400	314,100	388,200	441,200	530,300
	65	255,600	315,000	388,800	442,100	531,200
	66	256,700	316,200	389,600	443,000	532,000
	67	257,800	317,100	390,400	443,600	532,800
	68	258,700	318,100	391,200	444,400	533,600
	69	259,600	319,100	391,800	444,800	534,300
	70	261,100	320,100	392,600	445,400	535,100
	71	262,600	321,300	393,300	445,900	535,900
	72	264,000	322,400	394,000	446,400	536,800
	73	265,500	323,000	394,700	446,900	537,500
	74	266,900	324,000	395,300		
	75	268,300	325,100	395,900		
	76	269,400	326,300	396,600		
77	270,500	327,400	397,300			
78	271,800	328,400	397,900			
79	273,100	329,300	398,600			
80	274,200	330,200	399,200			
81	275,500	331,300	399,800			
82	276,900	332,200	400,400			
83	278,200	332,900	401,000			
84	279,400	333,700	401,600			
85	280,500	334,200	402,100			
86	281,600	334,700	402,600			
87	283,000	335,200	403,100			
88	284,200	335,700	403,900			
89	285,100	336,000	404,300			
90	286,300	336,500	404,800			
91	287,300	337,000	405,300			
92	288,600	337,600	406,000			
93	289,500	337,900	406,400			
94	290,500	338,300	406,900			
95	291,500	338,800	407,400			
96	292,500	339,300	408,100			
97	292,900	339,800	408,500			
98	293,900	340,300				
99	294,600	340,800				
100	295,500	341,300				
101	296,400	341,800				
102	297,100	342,300				

	103	297,800	342,900			
	104	298,600	343,400			
	105	299,300	343,900			
	106	299,800	344,300			
	107	300,300	344,800			
	108	300,800	345,200			
	109	301,000	345,700			
	110	301,400	346,100			
	111	301,700	346,600			
	112	302,000	347,000			
	113	302,300	347,500			
	114	302,600	347,900			
	115	302,900	348,500			
	116	303,200	348,900			
	117	303,500	349,400			
	118	303,900	349,800			
	119	304,300	350,200			
	120	304,700	350,600			
	121	305,000	351,000			
再任用 職員		221,000	263,000	288,300	331,400	391,000

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(別表第3)(第6条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	250,900	337,900	404,000	479,700
	2	253,400	340,900	406,900	482,100
	3	256,000	343,900	409,900	484,300
	4	258,500	346,900	412,700	486,700
	5	260,900	349,700	415,500	489,000
	6	264,700	353,000	418,200	491,200
	7	268,600	356,200	421,100	493,500
	8	272,500	359,400	423,800	495,700
	9	276,100	362,200	426,300	497,800
	10	280,200	365,200	429,000	499,900
	11	284,300	368,300	431,700	502,000
	12	288,400	371,600	434,400	504,200
	13	292,200	374,600	436,900	506,300
	14	296,300	378,300	439,400	508,400
	15	300,300	381,600	441,800	510,600
	16	304,300	385,300	444,400	512,700
	17	308,100	389,000	446,500	514,900
	18	311,800	391,700	449,000	516,900
	19	315,400	394,600	451,300	518,900
	20	319,000	397,300	453,800	521,000

	21	322,700	400,300	455,400	522,800
	22	326,500	402,900	457,800	524,600
	23	330,000	405,600	460,300	526,600
	24	333,600	408,000	462,600	528,500
	25	337,100	410,300	464,700	530,200
	26	340,000	412,600	467,000	532,100
	27	342,600	414,900	469,200	533,900
	28	345,300	417,200	471,600	535,700
	29	348,100	419,500	473,800	537,500
	30	350,300	421,700	476,200	539,300
	31	352,500	423,700	478,500	541,100
	32	355,000	425,900	480,700	543,000
	33	357,300	427,900	482,800	544,600
	34	359,800	429,800	484,900	546,400
	35	362,000	431,700	487,100	548,200
	36	364,500	433,700	489,200	550,000
	37	367,000	435,600	491,300	551,600
	38	369,400	437,700	493,200	553,300
	39	371,900	439,700	495,000	554,700
	40	374,100	441,700	496,800	556,300
	41	376,500	443,600	498,600	557,800
	42	377,900	445,400	500,400	559,300
	43	379,400	447,100	502,200	560,700
	44	380,800	449,000	504,100	562,000
	45	382,200	450,900	505,700	563,200
	46	383,600	452,700	507,400	564,300
再任用	47	385,100	454,600	509,300	565,300
職員以	48	386,600	456,300	511,100	566,300
外の職	49	387,900	458,100	512,700	567,300
員	50	388,900	459,900	514,000	568,200
	51	389,900	461,700	515,400	569,100
	52	390,800	463,500	516,700	570,100
	53	391,700	465,500	517,800	570,900
	54	392,700	466,700	519,100	571,800
	55	393,400	467,900	520,500	572,700
	56	394,300	469,100	521,800	573,600
	57	395,100	470,400	522,800	574,500
	58	396,000	471,400	523,600	575,500
	59	396,800	472,400	524,400	576,400
	60	397,600	473,400	525,300	577,100
	61	398,300	474,200	526,200	578,000
	62	398,800	474,900	527,000	578,900
	63	399,200	475,700	527,900	579,800
	64	399,700	476,400	528,700	580,800
	65	400,000	477,100	529,600	581,700
	66		477,800	530,500	
	67		478,500	531,300	
	68		479,200	532,200	
	69		479,500	533,100	

70	480,200	533,900
71	480,900	534,800
72	481,700	535,700
73	482,100	536,600
74	482,700	537,500
75	483,400	538,400
76	484,100	539,100
77	484,500	539,900
78	485,100	540,800
79	485,700	541,700
80	486,200	542,700
81	486,900	543,500
82	487,400	544,400
83	487,900	545,300
84	488,400	546,200
85	488,800	547,000
86	489,400	548,000
87	489,800	548,900
88	490,300	549,800
89	490,800	550,600
90	491,400	
91	492,100	
92	492,500	
93	493,000	
94	493,600	
95	494,200	
96	494,800	
97	495,300	
再任用 職員	301,200	344,400
	399,800	474,100

(備考) この表は、医師又は歯科医師である職員で人事委員会の定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,200	188,800	224,900	251,500	284,100	332,300	377,500
	2	151,600	190,400	226,500	252,800	286,100	334,300	380,200
	3	153,000	192,000	228,200	254,000	288,400	336,500	382,900
	4	154,400	193,700	229,800	255,500	290,500	338,800	385,600
	5	155,700	195,200	231,200	256,700	292,700	340,700	388,100
	6	157,500	196,800	232,900	257,900	294,900	343,000	390,800
	7	159,200	198,400	234,400	259,100	297,000	345,000	393,500
	8	161,000	200,000	236,000	260,300	299,200	347,200	396,200
	9	162,700	201,600	237,200	261,600	301,200	349,100	398,400
	10	164,400	203,300	238,800	262,600	303,400	351,200	400,700
	11	166,200	205,000	240,200	263,600	305,600	353,400	402,900
	12	168,000	206,700	241,400	264,600	307,800	355,600	405,200
	13	169,500	208,300	243,100	266,000	310,000	357,100	407,300
	14	171,500	209,900	244,600	267,500	311,900	359,100	409,400

	15	173,500	211,600	245,800	269,100	314,000	361,100	411,400
	16	175,400	213,200	247,200	270,500	316,100	363,100	413,500
	17	177,400	214,700	248,200	272,100	318,200	365,100	415,400
	18	179,300	216,400	249,500	273,900	320,200	367,100	417,400
	19	181,100	218,100	250,700	275,700	322,400	369,100	419,300
	20	183,100	219,800	251,900	277,600	324,500	371,200	421,500
	21	185,000	221,200	253,300	279,400	326,400	373,000	423,300
	22	186,500	222,700	254,400	281,200	328,400	375,000	424,900
	23	188,100	224,100	255,400	283,100	330,200	377,200	426,600
	24	189,600	225,600	256,500	284,800	332,300	379,300	428,100
	25	191,200	227,100	257,700	286,600	334,100	380,700	429,600
	26	192,700	228,500	259,100	288,600	336,000	382,600	430,900
	27	194,300	229,800	260,600	290,500	338,100	384,400	432,300
	28	195,700	231,100	262,100	292,300	340,100	386,100	433,600
	29	197,200	232,600	263,500	294,300	341,500	388,000	434,900
	30	198,500	234,000	265,200	296,100	343,400	389,500	436,100
	31	199,900	235,500	267,000	297,900	345,100	391,100	437,400
	32	201,200	236,900	268,600	299,900	346,900	392,900	438,500
	33	202,600	238,200	270,100	301,600	348,700	394,200	439,700
	34	204,000	239,500	272,000	303,300	350,500	395,500	440,900
	35	205,500	240,500	273,700	305,200	352,400	396,800	442,100
	36	206,900	241,800	275,400	307,000	354,300	398,100	443,400
	37	208,000	243,300	277,000	308,400	356,100	399,200	444,700
	38	209,300	244,600	278,700	310,200	357,800	400,400	445,500
	39	210,700	245,700	280,400	311,700	359,500	401,500	445,900
	40	212,000	247,000	282,100	313,300	361,200	402,600	446,600
	41	213,200	248,300	283,700	315,000	362,400	403,400	447,100
	42	214,400	249,600	285,300	316,800	363,500	404,300	447,500
	43	215,700	250,800	287,000	318,400	364,700	405,100	448,000
	44	216,900	251,900	288,800	320,100	366,000	405,900	448,400
	45	218,100	253,000	290,300	321,200	367,200	406,300	448,800
	46	219,200	254,500	292,000	322,600	368,000	406,900	449,200
	47	220,200	256,000	293,800	324,100	369,200	407,400	449,600
	48	221,400	257,400	295,400	325,700	370,300	407,800	449,900
	49	222,400	259,000	296,700	327,200	371,400	408,200	450,200
	50	223,400	260,500	298,300	328,500	372,400	408,500	450,600
	51	224,300	261,900	299,700	329,700	373,400	408,800	450,900
	52	225,300	263,200	301,300	331,000	374,400	409,200	451,200
	53	225,800	264,300	302,600	332,200	375,200	409,500	451,500
	54	226,800	265,800	304,200	333,200	376,100	409,800	
	55	227,500	267,200	305,600	334,300	377,000	410,100	
	56	228,500	268,500	307,100	335,300	377,900	410,400	
	57	229,200	269,400	308,200	335,800	378,400	410,700	
	58	230,100	270,700	309,400	336,700	379,200	411,000	
	59	230,800	272,100	310,700	337,600	380,000	411,300	
	60	231,600	273,400	312,100	338,500	380,800	411,700	
	61	232,600	274,300	313,400	339,300	381,200	411,900	
	62	233,400	275,500	314,600	339,600	382,000	412,200	
	63	234,300	276,900	316,000	340,200	382,700	412,500	
	64	235,400	278,200	317,200	340,900	383,400	412,800	

再任用
職員以
外の職
員

	65	236,000	279,100	318,600	341,500	383,800	413,000
	66	236,800	280,200	319,400	342,200	384,400	
	67	237,600	281,100	320,200	343,000	385,100	
	68	238,500	282,300	321,100	343,700	385,700	
	69	239,200	283,300	321,700	344,400	386,100	
	70	239,900	284,300	322,400	344,900	386,600	
	71	240,600	285,400	323,100	345,500	387,200	
	72	241,200	286,500	323,700	346,100	387,700	
	73	241,900	287,200	324,400	346,400	388,300	
	74	242,700	288,000	324,600	347,000	388,800	
	75	243,600	288,500	325,200	347,500	389,400	
	76	244,300	289,300	325,800	348,100	390,000	
	77	244,800	290,100	326,500	348,700	390,500	
	78	245,400	290,700	327,000	349,200	391,000	
	79	246,000	291,300	327,500	349,700	391,500	
	80	246,600	291,900	328,000	350,100	392,000	
	81	246,900	292,600	328,600	350,400	392,300	
	82	247,300	293,200	329,100	350,700	392,900	
	83	247,700	293,600	329,500	351,100	393,300	
	84	248,100	294,000	330,000	351,400	393,700	
	85	248,400	294,200	330,500	351,900	394,100	
	86		294,400	330,900	352,200	394,600	
	87		294,600	331,100	352,500	395,000	
	88		294,800	331,500	352,800	395,400	
	89		295,200	332,000	353,200	395,800	
	90		295,400	332,400	353,500	396,300	
	91		295,600	332,800	354,000	396,700	
	92		295,800	333,200	354,300	397,100	
	93		296,200	333,500	354,700	397,500	
	94		296,400	333,700	355,000		
	95		296,600	334,100	355,300		
	96		296,900	334,400	355,600		
	97		297,300	334,600	355,900		
	98		297,600	334,900	356,300		
	99		297,800	335,200	356,700		
	100		298,100	335,500	357,100		
	101		298,400	335,700	357,600		
	102		298,700	336,000	358,000		
	103		298,900	336,400	358,400		
	104		299,200	336,600	358,800		
	105		299,500	336,700	359,400		
	106			337,000			
	107			337,500			
	108			337,700			
	109			337,900			
	110			338,300			
	111			338,700			
	112			339,100			
	113			339,300			

再任用 職員		191,700	218,800	247,500	261,200	286,800	328,300	371,300
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	164,200	192,200	241,500	264,700	290,200	335,500
	2	165,600	194,400	243,400	265,800	292,000	337,700
	3	167,200	196,500	245,200	266,700	293,900	339,700
	4	168,600	198,500	247,000	267,800	295,800	341,900
	5	170,100	200,700	248,400	268,500	297,600	344,000
	6	171,700	203,000	249,800	269,500	299,500	346,100
	7	173,200	205,400	251,000	270,300	301,400	348,400
	8	174,700	207,700	252,300	271,400	303,200	350,500
	9	176,000	210,200	253,300	272,500	305,200	352,000
	10	177,800	211,600	254,500	273,300	307,100	354,100
	11	179,400	213,000	255,400	274,400	308,900	356,000
	12	180,900	214,300	256,300	275,600	310,900	358,000
	13	182,500	215,800	257,600	277,000	312,500	360,100
	14	184,500	217,300	258,700	278,300	314,100	362,200
	15	186,500	218,800	259,500	279,500	316,000	364,300
	16	188,600	220,000	260,600	280,900	317,800	366,400
	17	190,800	221,500	261,300	282,300	319,600	368,400
	18	192,900	223,000	262,200	283,700	321,300	370,500
	19	195,100	224,500	263,200	284,900	323,000	372,600
	20	197,200	226,000	264,100	286,300	324,700	374,700
	21	199,400	227,500	265,000	288,000	326,100	376,500
	22	201,600	229,200	266,100	289,600	327,700	378,600
	23	203,800	230,900	267,000	291,100	329,200	380,700
	24	206,100	232,700	268,000	292,500	330,700	382,800
	25	208,100	234,100	269,200	293,900	332,300	384,800
	26	209,400	235,800	270,500	295,700	333,700	386,400
	27	210,800	237,500	271,800	297,500	335,200	388,400
	28	212,100	239,300	273,000	299,300	336,800	390,300
	29	213,300	240,900	274,200	300,800	338,100	392,100
	30	214,500	242,300	275,700	302,400	339,600	393,900
	31	215,900	243,700	277,400	304,100	341,000	395,800
	32	217,100	244,800	278,800	305,800	342,500	397,600
	33	218,400	246,000	280,400	307,200	344,200	399,400
	34	219,700	247,100	282,000	308,700	345,700	401,100
	35	221,000	248,000	283,300	310,400	347,300	402,900
	36	222,400	249,200	284,600	312,000	348,900	404,700
	37	223,800	250,300	286,200	313,400	350,600	406,300
	38	225,200	251,400	287,700	314,800	352,200	408,000
	39	226,500	252,300	289,200	316,300	353,700	409,900
	40	228,000	253,400	290,600	317,900	355,400	411,700
	41	229,000	254,000	292,100	319,400	356,600	413,200
	42	230,400	255,000	293,700	320,900	358,100	414,800

	43	231,800	255,900	295,200	322,300	359,700	416,300
	44	233,300	256,800	296,800	323,800	361,100	417,600
	45	234,500	257,600	298,100	324,700	362,700	418,700
	46	235,900	258,600	299,600	326,100	363,700	419,800
	47	237,200	259,500	301,100	327,600	365,300	421,000
	48	238,600	260,600	302,600	329,100	366,600	422,200
	49	239,600	261,600	303,800	330,200	368,000	423,500
	50	240,700	262,800	305,200	331,600	369,400	424,600
	51	241,700	264,000	306,400	333,000	370,800	425,900
	52	242,800	265,200	307,800	334,300	372,200	427,000
	53	244,000	266,400	309,200	335,700	373,700	428,200
	54	245,100	267,900	310,600	337,100	374,900	429,200
	55	246,100	269,300	312,000	338,600	376,100	430,300
	56	247,100	270,700	313,400	339,900	377,300	431,500
	57	247,900	272,400	314,300	340,800	378,400	432,600
	58	249,000	274,000	315,600	342,100	379,300	433,100
	59	249,700	275,500	316,800	343,400	380,300	433,700
	60	250,700	277,100	318,200	344,700	381,300	434,100
	61	251,600	278,500	319,300	345,800	382,000	434,700
	62	252,600	280,000	320,700	346,700	382,800	435,200
	63	253,400	281,500	322,000	347,900	383,600	435,600
	64	254,500	282,900	323,200	349,300	384,400	436,100
	65	255,400	284,400	324,500	350,400	385,100	436,800
	66	256,400	285,900	325,800	351,600	385,800	437,200
	67	257,500	287,400	327,200	352,800	386,600	437,500
	68	258,400	289,000	328,500	354,000	387,400	437,800
	69	259,200	290,100	329,200	355,000	388,000	438,200
	70	260,400	291,600	330,300	356,000	388,600	
	71	261,500	293,200	331,400	357,100	389,300	
	72	262,700	294,600	332,400	358,200	389,900	
	73	264,100	295,700	333,700	359,000	390,600	
	74	265,500	297,100	334,400	360,200	391,100	
	75	266,800	298,300	335,500	361,300	391,700	
	76	268,000	299,700	336,700	362,400	392,200	
	77	269,000	301,100	337,900	363,100	392,700	
	78	270,100	302,400	339,100	363,900	393,300	
	79	271,500	303,600	340,200	364,700	393,800	
	80	272,700	305,000	341,400	365,500	394,100	
	81	273,700	305,600	342,500	366,100	394,400	
	82	274,700	306,800	343,700	366,600	394,900	
	83	275,800	307,900	344,700	367,200	395,300	
	84	277,000	309,100	345,800	367,700	395,600	
	85	277,800	310,300	346,700	368,300	395,900	
	86	278,700	311,500	347,700	368,800	396,400	
	87	279,800	312,700	348,700	369,400	396,900	
	88	280,900	313,800	349,700	369,900	397,300	
	89	281,800	315,200	350,700	370,300	397,600	
	90	282,800	316,400	351,500	370,800	398,100	
	91	283,600	317,600	352,300	371,400	398,600	
	92	284,600	318,800	353,100	371,900	399,000	

再任用
職員以
外の職
員

93	285,500	319,600	353,700	372,200	399,400
94	286,500	320,300	354,400	372,700	399,800
95	287,400	321,100	355,100	373,100	400,300
96	288,500	321,700	355,700	373,400	400,700
97	289,200	322,400	356,100	374,000	401,100
98	290,000	322,700	356,500	374,500	401,500
99	290,600	323,300	357,000	375,000	402,000
100	291,500	324,000	357,400	375,500	402,400
101	292,300	324,400	357,900	376,200	402,800
102	293,200	325,000	358,300	376,700	
103	294,000	325,600	358,800	377,200	
104	294,800	326,300	359,200	377,600	
105	295,500	326,700	359,600	378,200	
106	296,000	327,200	360,100	378,700	
107	296,500	327,700	360,500	379,200	
108	297,000	328,200	360,800	379,700	
109	297,200	328,600	361,300	380,300	
110	297,500	329,000	361,800	380,700	
111	297,700	329,300	362,300	381,200	
112	298,100	329,600	362,800	381,800	
113	298,400	330,000	363,300	382,400	
114	298,700	330,400	363,800		
115	299,100	330,800	364,300		
116	299,400	331,100	364,700		
117	299,700	331,300	365,200		
118	300,000	331,600	365,600		
119	300,300	332,100	366,100		
120	300,700	332,300	366,600		
121	301,000	332,500	367,000		
122	301,400	332,800	367,500		
123	301,700	333,100	368,000		
124	302,100	333,400	368,500		
125	302,300	333,600	368,800		
126	302,500	333,900			
127	302,800	334,300			
128	303,200	334,500			
129	303,400	334,600			
130	303,700	334,900			
131	304,200	335,300			
132	304,600	335,500			
133	304,800	335,800			
134	305,100	336,200			
135	305,500	336,600			
136	305,800	337,000			
137	306,000	337,400			
138	306,300	337,800			
139	306,700	338,200			
140	307,000	338,600			
141	307,200	338,900			

	142	307,600	339,300				
	143	308,000	339,600				
	144	308,300	340,000				
	145	308,400	340,300				
	146	308,700	340,700				
	147	309,000	341,100				
	148	309,400	341,500				
	149	309,700	341,800				
	150	309,900	342,200				
	151	310,200	342,600				
	152	310,500	343,100				
	153	310,900	343,400				
	154	311,100					
	155	311,300					
	156	311,600					
	157	311,900					
	158	312,200					
	159	312,500					
	160	312,800					
	161	313,200					
	162	313,500					
	163	313,800					
	164	314,100					
	165	314,500					
	166	314,800					
	167	315,200					
	168	315,500					
	169	315,900					
再任用職員		239,000	259,600	267,000	277,400	294,000	331,800

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第5のA中	「	368,000	を	「	368,400	に改める。		
		364,000			364,400			
		360,000			360,400			
		356,000			356,400			
		352,000			352,400			
		348,000			348,400			
		331,100			331,500			
		313,900			314,300			
		297,200			297,600			
		280,300			280,700			
		263,400			263,800			
		242,600			243,000			
		222,200			222,600			
		201,800			202,200			
		181,000		」	」		181,400	」

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が定める職員（以下「行政職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第14条第1項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第15条第1項を次のように改める。

扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前条第1項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第16条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を削り、同項第1号中「場合」の次に「（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「第14条第1項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は第14条第1項第3号若しくは第5号」に改め、「至つた場合」の次に「及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」を、「扶養親族」の次に「（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級職員等が行政職9級職員等以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級職員等以外のものが行政職9級職員等となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外のものが行政職8級職員等となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第25条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に掲げる外国勤務手当は、その月の分をその月の給料支給日に支給する。

第36条第1項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

第45条の2第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第12条の2、第3章の2から第4章の2まで、第5章の2、第6章、第8章及び第8章の2の規定は、別表第6に掲げる外国勤務手当の支給を受ける職員には適用しない。

附則第9項の前の見出し中「に対処」を「及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処」に改め、同項を次のように改める。

9 別表第6に掲げる特殊現場作業手当として、次の各号に掲げる職員に対し、作業1日につき、当該各号に定める額を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員 2万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合における次に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（イにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員 4万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員（アに掲げる職員を除く。） 1万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、その額にその額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）

(3) 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第11項第1号において同じ。）を除く。附則第11項第2号において「特定大規模災害」という。）に対処するために行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員 別表第6の特殊現場作業手当の項に定める額にその額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額
附則第11項及び第12項を次のように改める。

11 次に掲げる職員に対しては、別表第6の規定にかかわらず、特殊勤務手当として死体処理手当を支給する。

- (1) 東日本大震災に対処するため人の死体を取り扱う作業等に従事した職員
- (2) 特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員

12 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、作業1日につき、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 1,000円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 1,000円（知事が人事委員会と協議して定める場合にあつては、2,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、その額にその額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）

別表第6の道路作業手当の項の次に次のように加える。

外国勤務手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
--------	------------------------------------	--

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項から第5項まで、第9項、第11項及び第13項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第7項において「第1条改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第3まで及び別表第5のAの規定並びに附則第10項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。以下この項及び附則第7項において「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は平成29年4月1日から、第1条改正後の給与条例第36条第1項及び附則第8項の規定、附則第8項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）第4条の2第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は平成29年12月1日から適用する。

（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）第13条ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前条第1項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円	前条第1項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）
---------	--	---

第16条第1項	扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
	場合（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第14条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第14条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第16条第2項	扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となった日	死亡した日
第16条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第16条第3項第2号	扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第13条ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前条第1項第2号	、同項第2号
第16条第1項	扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第16条第1項第1号	場合(行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)	場合
第16条第1項第2号	場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合	場合
第16条第2項	扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族
	なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日	死亡した日
第16条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第16条第3項第2号	扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族

(平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

5 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第13条ただし書並びに第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)
	が8級	が8级以上
	行政職8級職員等	行政職8级以上職員等
	前条第1項第2号	同項第2号
第16条第1項	扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第16条第1項第1号	場合(行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)	場合
第16条第1項第2号	場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合	場合

第16条第2項	扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日	死亡した日
第16条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第16条第3項第2号	扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
第16条第3項第4号	行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等	行政職8級以上職員等が行政職8級以上職員等
第16条第3項第6号	行政職8級職員等及び行政職9級職員等	行政職8級以上職員等
	が行政職8級職員等	が行政職8級以上職員等

(実施規定)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

7 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、次項の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例又は附則第10項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて、平成29年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例、次項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

9 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

10 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中 「 $\left| \begin{array}{c} 378,900 \\ 427,800 \end{array} \right|$ 」 を 「 $\left| \begin{array}{c} 379,800 \\ 428,700 \end{array} \right|$ 」 に改める。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

11 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

12 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中 「 $\left| \begin{array}{c} 401,300 \\ 462,400 \end{array} \right|$ 」 を 「 $\left| \begin{array}{c} 402,200 \\ 463,300 \end{array} \right|$ 」 に改め、同条第2項の表中 「 $\left| \begin{array}{c} 334,100 \\ 370,700 \\ 399,200 \end{array} \right|$ 」 を 「 $\left| \begin{array}{c} 335,000 \\ 371,700 \\ 400,200 \end{array} \right|$ 」 に改める。

13 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第7号

長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(長野県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則第23項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第33項中「し、引き続いて」の次に「公立大学法人長野県立大学(以下この項において「県立大学」という。)又は」を、「以下」の次に「この項において」を加え、「機構の」を「県立大学又は機構の」に改める。

(長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中長野県職員退職手当条例附則第33項の改正規定及び次項の規定は、同年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日における第1条の規定による改正後の長野県職員退職手当条例附則第33項の規定の適用については、同項中「公立大学法人長野県立大学」とあるのは「県が設立を予定している公立大学法人長野県立大学」とする。

人事課

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第8号

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例等

の一部を改正する条例

(地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例の一部改正)

第1条 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例(平成21年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「」第11条第3項を「。次条において「法」という。)

第11条第2項第6号及び第4項に改め、「」の次に「所掌事務、」を加える。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法第11条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可について、あらかじめ、知事に意見を述べること。

(2) 法第28条第1項に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、あらかじめ、知事に意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事務

(長野県職員退職手当条例の一部改正)

第2条 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

(公立大学法人長野県立大学評価委員会条例の一部改正)

第3条 公立大学法人長野県立大学評価委員会条例(平成29年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

人事課
県立大学設立準備課
健康福祉政策課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第9号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第144条の2中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(」に、「第7条第1項」を「第6条」に、「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号」に、「集積区域内」を「促進区域内」に、「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「平成28年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「第15条第2項」を「第24条」に、「承認企業立地計画に従って当該集積区域に係る同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種に属する事業」を「承認地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「第3条」を「第2条」に改め、「(当該指定集積業種であつて同省令第4条に規定するものに属する事業を行う者に限る。)」を削る。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県県税条例第144条の2の規定は、平成29年9月29日から適用する。

(経過措置)

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第14条第3項の規定による承認(同法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。)を受けた企業立地計画に関するこの条例による改正前の長野県県税条例第144条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

税務課
産業政策課産業戦略室

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第10号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第68条第2項第3号を次のように改める。

(3) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。次項第2号及び第82条第3項において同じ。)

第68条第3項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員

第82条第3項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

こども・家庭課

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第11号

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年長野県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「10万分の41」を「零」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

健康福祉政策課国民健康保険室

長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第12号

長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

長野県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とし、第2条から第4条までを2条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の2条を加える。

(交付の要件)

第2条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。次条において「政令」という。)第17条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 多数の被保険者が災害により著しい被害を受けたこと。

(2) 企業の倒産その他の地域経済に特別の事情が生じたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

(抛出金)

第3条 国民健康保険法第81条の2第4項に規定する財政安定化基金抛出金は、政令第17条第1項に規定する基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収するものとする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

健康福祉政策課国民健康保険室

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例を廃止する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第13号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例を廃止する条例

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例(平成17年長野県条例第56号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度以前のこの条例による廃止前の国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の規定に基づく調整交付金の交付等については、なお従前の例による。

健康福祉政策課国民健康保険室

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第14号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例(昭和39年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規程(昭和53年長野県告示第328号)の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

医療推進課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第15号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「提供する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第27条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第34条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第34条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。第140条第2項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第52条中「及び第30条」を「、第30条から第34条まで及び第35条」に改める。

第66条中「第30条」の次に「から第34条まで、第35条」を加える。

第68条中「、規則で定めるところにより」を削り、「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(第71条及び第72条において「理学療法士等」とい

う。)」を「次に掲げる従業者」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(第71条及び第72条において「理学療法士等」という。)

第68条に次の2項を加える。

2 前項各号に掲げる従業員の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第69条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第76条中「、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。)」を削る。

第77条第1項第1号のイ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第78条中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第80条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第81条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 通常の事業の実施地域

第88条第4号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第96条中「第37条」を「第34条まで、第35条から第37条」に改める。

第122条中「又は」を「、言語聴覚士又は」に改める。

第130条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第140条第2項中「介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例(平成26年長野県条例第37号)第4条第1項に規定する」を削る。

第143条中「第39条」を「第34条まで、第35条から第39条」に改める。

第158条中「とする」を「と、第142条第2項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とする」に改める。

第160条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 第2号に定める従業者

第184条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第193条中「第36条まで」を「第34条まで、第35条、第36条」に改める。

第208条第1号中「及び利用料」を「、利用料及び全国平均貸与価格」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しなければならないこと。

第215条中「から第39条」を「、第34条、第35条から第39条」に改める。

第224条中「から第39条」を「、第34条、第35条から第39条」に、「規定中」を「規定(第31条を除く。)中」に改め、「利用者」と、「」の次に「第31条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、」を加える。

附則第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 第179条及び第197条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項において同じ。)においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第66条中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(第72条において「理学療法士等」という。)」を「次に掲げる従業者」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 医師
(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(第72条において「理学療法士等」という。)

第66条に次の2項を加える。

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第67条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第73条中「、看護職員(保健師、看護師及び准看護師をいう。次条及び第80条において同じ。)」を削る。

第74条第1項第1号のイ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第75条中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第76条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 通常事業の実施地域

第80条第3項を削る。

第141条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所第2号に定める従業者

第162条を削り、第163条を第162条とし、同条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第163条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者への指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第169条中「、第112条」を削る。

第183条第2項第7号中「第163条第2項」を「第162条第2項」に改める。

第185条中「第163条、」を「第162条、」に、「第163条第2項」を「第162条第2項」に改める。

第196条第1号中「及び利用料」を「、利用料及び全国平均貸与価格」に改め、同条に次の1号を加える。

- (7) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しなければならないこと。

附則第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 第159条及び第179条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項において同じ。)においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設

型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第8条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第14条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者に指定介護福祉施設サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第45条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第49条第1号中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改める。

(旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項の次に次の4項を加える。

4 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設の看護職員(看護師又は准看護師をいう。)及び介護職員の員数の基準は、規則で定める。

5 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設の従業者の員数の基準は、規則で定める。

6 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。)及び老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設の廊下の幅の基準は、規則で定める。

7 指定介護療養型医療施設は、身体の拘束その他の行動を制限する行為(以下この項において「身体拘束等」という。)の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第15条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第44条第3項中「浴室」を「機能訓練室及び浴室」に改める。

第45条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「次項」を「次項及び第6項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月

に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 支援員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 緊急時等における対応方法

第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、入所者に処遇を行っている場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第35条第1号中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改める。

第37条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「次項」を「次項及び第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(貸付金免除条例の一部改正)

第9条 貸付金免除条例(昭和39年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項中「ク」を「ケ」に、「カ」を「キ」に、

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設	を
--	---

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設	に、
エ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院	

「エ 児童福祉法」を「オ 児童福祉法」に、「オ」を「カ」に、「キ」を「ク」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第10条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の4の項中

(12) 法第16条ただし書の規定による医師の宿直免除の許可	を
(13) 法第18条ただし書の規定による専属薬剤師の設置免除の許可	

(12) 法第18条ただし書の規定による専属薬剤師の設置免除の許可	に、
-----------------------------------	----

「(14)」を「(13)」に、「(15)」を「(14)」に、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に、「(16)」を「(15)」に、「(30)」を「(29)」に、「(35)」を「(34)」に、「(38)」を「(37)」に、「(17)」を「(16)」に、「(18)」を「(17)」に、「(19)」を「(18)」に、「(20)」を「(19)」に、「(21)」を「(20)」に、「(22)」を「(21)」に、「(23)」を「(22)」に、「(24)」を「(23)」に、「(25)」を「(24)」に、「(26)」を「(25)」に、「(27)」を「(26)」に、「(28)」を「(27)」に、「(29)」を「(28)」に、「(31)」を「(30)」に、「(32)」を「(31)」に、「(33)」を「(32)」に、「(34)」を「(33)」に、「(36)」を「(35)」に、「(37)」を「(36)」に、「(39)」を「(38)」に改める。

(児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例の一部改正)

第11条 児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例(平成24年長野県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、第79条第2項第1号」を削る。

(医療法施行条例の一部改正)

第12条 医療法施行条例(平成24年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「補正等」を「補正」に改め、同条第2項を削る。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第208条第1号の改正規定及び第2条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第196条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

（既存病床数の算定）

4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

医療推進課
介護支援課

介護医療院の施設の基準に関する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第16号

介護医療院の施設の基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第111条第1項の規定により、介護医療院の施設に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「ユニット型介護医療院」とは、施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（第5条第1項及び第6条第1項第1号において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる介護医療院をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、介護保険法で使用する用語の意義による。

（基本方針）

第3条 介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。第5条第2項において同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第5条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（施設）

第4条 介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) 談話室
- (6) 食堂
- (7) 浴室
- (8) レクリエーション・ルーム
- (9) 洗面所
- (10) 便所

- (11) サービス・ステーション
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室

- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(ユニット型介護医療院の基本方針)

第5条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ユニット型介護医療院の施設)

第6条 ユニット型介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) ユニット
- (6) 浴室
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。
- 3 機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

介護支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)の一部を次のように改正する。

目次中「第13章 共同生活援助(第119条―第121条の2)」を「第13章 就労定着支援(第118条の2―第118条の12) 第14章 自立生活援助(第118条の13―第118条の18) に、「第15章 共同生活援助(第119条―第121条の3)」

第14章」を「第16章」に改める。

第73条第2項中「、専任であり、かつ」を削る。

第77条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第78条の見出しを「(重度障害者等包括支援計画)」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第99条第2項及び第105条第2項中「第44条、第45条」を「第43条の2から第45条まで」に改める。

第110条第2項中「から第45条まで」を「、第43条、第44条、第45条」に改める。

第14章を第16章とする。

第120条の8第3項中「家事等」の次に「(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」を加える。

第13章中第121条の2を第121条の3とし、第121条の次に次の1条を加える。

(日中サービス支援型指定共同生活援助の事業者の基準)

第121条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ又は食事

の介護その他の日常生活上の援助からなる指定共同生活援助をいう。)の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

(基本方針)

第118条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として法第5条第15項に規定する厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項に規定する厚生労働省令で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービスの事業を行う者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第118条の3 指定就労定着支援の事業を行う者(以下この章において「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定就労定着支援事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 就労定着支援員

(2) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定就労定着支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(設備等)

第118条の4 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第118条の5 サービス管理責任者は、第118条の12第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況並びに当該指定就労定着支援事業所における指定障害福祉サービス以外の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に照らし、その者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(指定就労定着支援事業者の要件)

第118条の6 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければ

ならない。

(取扱方針)

第118条の7 指定就労定着支援事業者は、第118条の12第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条第1項に規定する就労定着支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労定着支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定就労定着支援事業所の従業者は、指定就労定着支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、当該提供に関し必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定就労定着支援事業者は、その行う指定就労定着支援の質の評価を行うとともに、その提供する指定就労定着支援の質の改善を図らなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第118条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者又はその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第118条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第118条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 第30条第1号から第3号まで、第5号及び第7号から第9号までに掲げる事項

(2) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(記録の整備)

第118条の11 指定就労定着支援事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条第1項において準用する第118条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

(2) 次条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条第1項に規定する就労定着支援計画

- (3) 次条第1項において準用する第28条に規定する市町村等への通知に係る記録
- (4) 次条第1項において準用する第38条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 次条第1項において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
(準用)

第118条の12 第6条、第8条、第9条(第3項ただし書を除く。)から第22条まで、第28条、第32条から第40条までの規定は、指定就労定着支援の事業、指定就労定着支援事業者及び指定就労定着支援事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第118条の10」と、第32条第2項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第17条、第19条及び第24条の規定は、指定就労定着支援の事業、指定就労定着支援事業者及び指定就労定着支援事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第13章」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

(基本方針)

第118条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、その者からの相談対応等により、その者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、その者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

(従業者)

第118条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下この章において「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(第3項及び第118条の18において「指定自立生活援助事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 地域生活支援員
- (2) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定自立生活援助事業者の要件)

第118条の15 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービ

ス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。
(定期的な訪問による支援)

第118条の16 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第118条の17 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかにその者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、その者の家族、その者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、その者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第118条の18 第6条、第8条、第9条(第3項ただし書を除く。)から第22条まで、第28条、第32条から第40条まで、第118条の4、第118条の5、第118条の7、第118条の10及び第118条の11の規定は、指定自立生活援助の事業、指定自立生活援助事業者及び指定自立生活援助事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第118条の18第1項において準用する第118条の10」と、第32条第2項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第118条の7第1項中「第118条の12第2項」とあるのは「第118条の18第2項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第118条の11第2項第1号及び第3号から第5号まで中「次条第1項」とあるのは「第118条の18第1項」と、同項第2号中「次条第2項」とあるのは「第118条の18第2項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第17条、第19条及び第24条の規定は、指定自立生活援助の事業、指定自立生活援助事業者及び指定自立生活援助事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第14章」と読み替えるものとする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第43条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第43条の2 生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)その他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。

第50条中「身体障害者(障害児を除く。)に対して、その」を削り、「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

第54条中「第44条」を「第43条の2」に改める。

第55条中「知的障害者(障害児を除く。)又は精神障害者(障害児を除く。)に対して、これらの」を削り、「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「これらの者」を「その者」に改める。

第59条中「第44条」を「第43条の2」に改める。

第60条中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第61条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第62条第2項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

第66条第1項中「第42条」の次に「、第43条、第44条」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

障がい者支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第18号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 児童発達支援(第4条—第53条)」を

「第2章 児童発達支援

第1節 児童発達支援(第4条—第53条)

第2節 基準該当児童発達支援(第53条の2—第53条の6)」

に、

「第4章 放課後等デイサービス(第58条—第60条)」を

「第4章 放課後等デイサービス

第1節 放課後等デイサービス(第58条—第60条)

第2節 基準該当放課後等デイサービス(第60条の2)

第5章 居宅訪問型児童発達支援(第60条の3—第60条の7)」

に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に改める。

第1条中「第21条の5の18第1項及び第2項」を「第21条の5の19第1項及び第2項」に改める。

第2条第1項第1号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改め、同項第5号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改める。

第2章中第4条の前に次の節名を付する。

第1節 児童発達支援

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)第57条第1項第1号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士又は2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した規則で定める者(以下「障害福祉サービス経験者」という。)

第5条第1項第2号中「(平成24年長野県条例第69号)」を削る。

第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)

第5条第2項第3号中「(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第57条第1項第1号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)」を削り、同条第4項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。

第6条第3項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員

第25条第3項中「、自ら」を「、」に、「外部の者によるその評価を受けるよう努めなければ」を「その提供する指定児童発達支援の質の改善を図らなければ」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

第25条に次の1項を加える。

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第47条第1項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第48条第1項中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

第49条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第2章中第53条の次に次の1節を加える。

第2節 基準該当児童発達支援

(従業者)

第53条の2 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下この節において「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（第53条の5において「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当児童発達支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

(設備)

第53条の3 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第53条の4 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第53条の5 第4条、第7条、第12条、第13条（第3項ただし書を除く。）、第14条から第22条まで、第23条第1項、第2項及び第4項、第25条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項並びに第51条から第53条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業、基準該当児童発達支援事業者及び基準該当児童発達支援事業所について準用する。この場合において、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第53条の5において準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第53条の5において準用する次条第1項」と、第27条中「前条」とあるのは「第53条の5において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第53条の5において準用する次条」と、第37条第3項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第42条中「前条」とあるのは「第53条の5において準用する前条」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第53条の5において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第53条の5において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第53条の5において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第53条の5において準用する第49条第2項」と、同

項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第53条の5において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

(特例)

第53条の6 この節に定める基準の特例は、規則で定める。

第55条第1項第4号を次のように改める。

(4) 看護職員

第56条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第56条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第57条中「第12条から」の次に「第24条まで、第25条第1項から第3項まで、第26条から」を加え、「第47条第1項」を削り、「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に、「準用する前条」を「読み替えて準用する前条」に、「準用する第34条」を「読み替えて準用する第34条」に改める。

第4章中第58条の前に次の節名を付する。

第1節 放課後等デイサービス

第59条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第59条第2項の各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。

第59条第2項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員

第59条の2を削る。

第60条中「から第24条まで、第25条第1項及び第2項、第26条」を削り、「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に、「第42条中」を「第27条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第60条において準用する次条」と、第42条中」に改め、第4章中第60条の次に次の1節を加える。

第2節 基準該当放課後等デイサービス

(準用)

第60条の2 第7条、第12条、第13条（第3項ただし書を除く。）、第14条から第22条まで、第23条第2項及び第4項、第25条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第53条の4まで、第53条の6及び第58条の規定は、基準該当放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援をいう。）の事業、当該事業を行う者及び当該者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第60条の2において準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条の2において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第60条の2において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」と

あるのは「第60条の2において準用する次条」と、第37条第3項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第42条中「前条」とあるのは「第60条の2において準用する前条」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第60条の2において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第60条の2において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第60条の2において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第60条の2において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第60条の2において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

第66条中「第5号」を「第6号」に改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定居宅訪問型児童発達支援の事業

第6章を第7章とする。

第63条及び第64条を次のように改める。

第63条及び第64条 削除

第65条中「第12条から」の次に「第24条まで、第25条第1項から第3項まで、第26条」を加え、「から第49条まで」を「、第48条、第49条」に、「及び第51条」を「、第51条」に、「の規定」を「、第60条の5及び第60条の6の規定」に、「準用する次条第1項」を「読み替えて準用する次条第1項」に、「第36条中」を「第27条中「前条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第65条において準用する次条」と、第31条及び第37条第2項ただし書中「通所している障害児」とあるのは「障害児」と、第36条中に、「読み替える」を「、第60条の6中「障害児又は」とあるのは「障害児、」と、「家族」とあるのは「家族又は訪問する施設」と読み替える」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

(基本方針)

第60条の3 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章及び第66条において「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者)

第60条の4 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（第60条の6及び第60条の7において「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 訪問支援員

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

第60条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備

えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(身分証明書)

第60条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第60条の7 第7条、第12条、第13条（第3項ただし書を除く。）、第14条から第29条まで、第31条、第33条から第37条まで、第40条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項及び第51条から第53条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定居宅訪問型児童発達支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「場合」とあるのは「場合であって、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねていないとき」と、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第60条の7において準用する次条」と、第31条、第37条第2項ただし書及び第41条中「通所している障害児」とあるのは「障害児」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号（第4号、第9号及び第10号を除く。）に掲げる」と、第37条第3項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第42条中「前条」とあるのは「第60条の7において準用する前条」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第60条の7において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第60条の7において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、この条例による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「新条例」という。）第5条第1項及び第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例附則第3項の基準を満たしている児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業を行う者については、新条例第53条の2の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

障がい者支援課

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第19号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第5項を削る。

第5条第5項を削る。

第45条第1項中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

障がい者支援課

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第20号

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施に関し、事業者等の責務を明らかにするとともに、法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限その他必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、もって県民の良好な生活環境を保全することを目的とする。

（事業者等の責務）

第2条 法第3条第1項の届出をしようとする者（次項及び次条第1項において「届出者」という。）は、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るため、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の周辺地域の住民に対し、住宅宿泊事業を営む旨を事前に説明しなければならない。

2 届出者は、法第3条第1項の届出の際、前項の規定による説明の概要を記載した書面を提出しなければならない。

3 住宅宿泊事業者（法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）は、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 宿泊者が利用する施設、設備、備品等を、規則で定めるところにより、常に清潔で衛生的に保つこと。

(2) 宿泊者に対し、火災、地震その他の災害が発生した場合における避難場所、避難経路その他宿泊者の安全の確保を図るために必要な事項に関する情報提供を口頭その他の手段により確実に行うこと。

(3) 宿泊者全員についての本人確認及び鍵の受渡しを原則として対面により行うこと。

(4) 宿泊者に対し、届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。第4条及び第6条において同じ。）が所在する市町村における分別その他のごみの処理に関する定めについて説明するとともに、住宅宿泊事業に伴って生じたごみその他の廃棄物を自らの責任において、当該市町村の定めに従い、適正に処理すること。

(5) 法第11条第1項の規定により住宅宿泊管理業者に委託を行う場合には、規則で定めるところにより、当該住宅宿泊管理業者に周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応するための体制を整備させること。

（事業実施方針）

第3条 届出者は、次に掲げる事項を記載した事業実施方針を定め、規則で定めるところにより、これを法第3条第2項の届出書に添付しなければならない。

(1) 法第2条第5項に規定する住宅宿泊管理業務の具体的な実施方法に関する事項

(2) 前条第3項各号に掲げる措置の具体的な実施方法に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 住宅宿泊事業者は、事業実施方針の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、変更後の事業実施方針を知事に提出しなければならない。

（住宅宿泊事業者の報告）

第4条 住宅宿泊事業者は、法第14条の規定による報告をするときは、併せて、届出住宅に人を宿泊させた日ごとの宿泊者数を報告しなければならない。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第5条 法第18条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおりとする。

区域	期間
1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所の敷地の周囲おおむね100メートル以内の区域	月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この表において「休日」という。))及び当該学校、幼保連携型認定こども園又は保育所の長期休業期間を除く。
2 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館その他の児童の学習等の環境を保持することが特に必要な施設として規則で定める施設の敷地の周囲おおむね100メートル以内の区域	児童厚生施設又は図書館にあっては開所している日又は閉館している日、公民館その他規則で定める施設にあってはそれぞれ規則で定める日
3 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち静穏な環境を保持することが特に必要な施設として規則で定める施設の敷地の周囲おおむね100メートル以内の区域	規則で定める施設ごとにそれぞれ規則で定める期間
4 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域(以下この表において「住居専用地域」という。)	月曜日から金曜日まで(休日を除く。)
5 住宅団地その他の住居の環境を保護する観点から住居専用地域に準ずる区域として規則で定める区域	月曜日から金曜日まで(休日を除く。)
6 別荘地その他の住宅宿泊事業に起因する騒音の発生等の生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域として規則で定める区域	住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要な期間として規則で定める期間
7 スキー場の周辺地域その他の住宅宿泊事業に起因する交通の混雑等の生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域として規則で定める区域	住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要な期間として規則で定める期間

2 前項(同項の表の1の項及び4の項並びに5の項(期間に係る部分に限る。))に係る部分に限る。の規定にかかわらず、市町村長の申出に基づき、住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化のおそれがないものとして規則で定める区域及び期間においては、住宅宿泊事業を実施することができる。

3 知事は、第1項の表の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、長野県住宅宿泊事業評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法第3条第1項の届出がされた後に、当該届出に係る住宅の所在する区域が第1項に規定する区域に該当することとなった場合の当該住宅における住宅宿泊事業については、同項の規定の適用の日から1年を経過する日までの間は、同項の規定は適用しない。

(住居専用地域等における特例)

第6条 前条第1項(同項の表の4の項から6の項までに係る部分に限る。))の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 住宅宿泊事業者が届出住宅と同一の建築物内若しくは敷地内にある住宅又は隣接している住宅に現に居住する場合(当該住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかである場合を除く。))であって、届出住宅に人を宿泊させる間、不在(法第11条第1項第2号に規定する不在をいう。次号において同じ。)にしないとき

(2) 法第11条第1項の規定による委託を受けた住宅宿泊管理業者(当該住宅宿泊管理業者から再委託を受けた者を含む。))が届出住宅と同一の建築物内若しくは敷地内にある住宅又は隣接している住宅に駐在する場合(当該住宅宿泊管理業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかである場合を除く。))であって、届出住宅に人を宿泊させる間、不在にしないとき

(長野県住宅宿泊事業評価委員会)

第7条 住宅宿泊事業の適正な実施を図るため、長野県住宅宿泊事業評価委員会(以下この条において「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、第5条第3項の規定による規則の制定又は改廃に関する事項その他住宅宿泊事業の適正な実施に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

3 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 この条に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(住宅宿泊事業の適正化に向けた施策の推進)

第8条 県は、本県における住宅宿泊事業を、周辺地域に配慮したより適正なものとするための施策を積極的に推進するものとする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第2条第1項及び第2項、第7条並びに次項から附則第4項まで及び附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 法附則第2条第1項の規定により法第3条第2項及び第3項の規定の例による届出をしようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、第3条第1項の規定の例により、事業実施方針を定め、これを当該届出に係る届出書に添付することができる。この場合において、当該事業実施方針は、施行日において法第3条第2項の届出書に添付されたものとみなす。

3 知事は、第5条第1項の表の規則を制定しようとするときは、施行日前においても、関係市町村長及び長野県住宅宿泊事業評価委員会の意見を聴くことができる。

(経過措置)

4 この条例の公布の日から施行日の前日までの間における第2条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「法第3条第1項の届出」とあるのは「法附則第2条第1項の規定により法第3条第2項及び第3項の規定の例による届出」とする。

(検討)

5 この条例の規定については、住宅宿泊事業の実施の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中「生活衛生適正化審議会の委員」を「生活衛生適正化審議会の委員
住宅宿泊事業評価委員会の委員」に改める。

食品・生活衛生課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第21号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の10の項の次に次のように加える。

<p>10の2 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3条第1項の規定による住宅宿泊事業の届出の受理 (2) 第3条第4項の規定による変更の届出の受理 (3) 第3条第6項の規定による廃業等の届出の受理 (4) 第8条第1項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による宿泊者名簿の提出の要求 (5) 第14条の規定による報告の受理 (6) 第15条の規定による業務改善命令 (7) 第16条第1項の規定による業務停止命令 (8) 第16条第2項の規定による住宅宿泊事業の廃止の命令 (9) 第16条第3項の規定による業務停止命令等の通知 (10) 第17条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査 (11) 第20条第2項の規定による情報の提供 (12) 第24条第2項の規定による登録の通知の受理 (13) 第26条第3項の規定による登録の通知の受理 (14) 第41条第1項の規定による業務改善命令の通知の受理 (15) 第41条第2項の規定による業務改善命令及び通知 (16) 第42条第2項の規定による登録の取消し等の要請 (17) 第42条第3項の規定による命令の通知の受理 (18) 第45条第2項の規定による報告の徴収又は立入検査 	<p>長野市</p>
--	------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に長野市が処理する事務の範囲等)

2 この条例の施行の日における住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）附則第2条第1項の規定による住宅宿泊事業の届出の受理は、長野市が処理することとする。

食品・生活衛生課

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第22号

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例
信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

産業立地・経営支援課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第23号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例(昭和58年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中 「2,300円以下」を

「2,300円以上7,600円以下」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

家畜保健衛生所の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第24号

家畜保健衛生所の設置に関する条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所の設置に関する条例(昭和27年長野県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

園芸畜産課

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第25号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例(昭和27年長野県条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表の1 試験の項中 「480」を「490」に改め、同表の2 検査の項中 「850」を「870」に、「730」を「750」に改め、同表の6 施術の項中 「31,000」「5,100」「5,500」を「32,000」「5,200」「5,600」に改める。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

園芸畜産課

長野県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第26号

長野県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例

(長野県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第1条 長野県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和30年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県営土地改良事業分担金等徴収条例

第1条中「分担金」の次に「並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定による特別徴収金」を加える。

第2条第1項中「事業」を「事業(法第87条の3第1項の規定により行う事業を除く。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「あつて」を「あつて」に改める。

第5条の見出しを「(特別徴収金)」に改め、同条第1項中「行なう」を「行う」に、「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改め、「第2条及び第3条の規定により徴収する分担金のほか」を削り、「割り振つて」を「割り振って」に改め、「当該土地の全部又は一部について」を削り、「の公告の日」を「について法第113条の3第3項の規定による公告があった日」に、「から起算して」を「の初日以降」に、「経過しない」を「経過するまでの」に、「行なわれる」を「行われる」に、「を納付せしめる旨の条件を付した分担金」を「の特別徴収金」に改め、同条第3項中「当該転用」を「第1項又は第2項の特別徴収金」に、「こえない」を「超えない」に、「第1項の分担金」を「当該特別徴収金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の分担金」を「第1項又は第2項の特別徴収金」に、「あつて」を「あつて」に、「事業に係る第2条及び第3条の規定による徴収に係る決定通知を行なう際にあわせて前項の規定により徴収する分担金」を「特別徴収金」に、「当該分担金」を「当該特別徴収金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業(以下この項及び次項において「機構関連事業」という。)の施行に係る

る地域内の土地について法第91条の2第6項第1号又は第2号に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了について法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項第1号又は第2号に該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 前項の特別徴収金の額は、第1号に定めるところにより算定される額から第2号に定めるところにより算定される額を差し引いて得た額とする。

(1) 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

(2) 当該機構関連事業につき法第91条第6項の規定により県が徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の31の項中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に、「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

(国営中信平二期土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第3条 国営中信平二期土地改良事業負担金等徴収条例（平成21年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に改める。

第5条第1項中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農地整備課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第27号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の3」を「第4条の4」に改める。

第1条中「及び」を「、」に、「の規定」を「及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の規定」に改める。

第4条の3第1項中「同項ただし書」の次に「（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、第2章中同条の次に次の1条を加える。

（運動施設の制限）

第4条の4 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県建築基準条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第28号

長野県建築基準条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（長野県建築基準条例の一部改正）

第1条 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第42条の表の第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の項中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を、「、準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

第3条第1項第1号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第8条第1項の表の(1) 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の項中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

建築住宅課
生活安全企画課

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第29号

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務活動費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

総務課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第30号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例）

- 18 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（附則第20項第2号において「特定大規模災害」という。）に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した学校職員に対しては、第23条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として死体処理手当を支給する。
- 19 前項の手当の額は、作業1日につき、1,000円（長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める場合にあつては、2,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、その額にその額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額）とする。
- 20 次に掲げる学校職員に対しては、第23条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として特殊現場作業手当を支給する。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合における次に掲げる学校職員
- ア 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（イにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した学校職員
- イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した学校職員（アに掲げる学校職員を除く。）
- (2) 特定大規模災害に対処するために行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した学校職員
- 21 前項の手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、作業1日につき、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる学校職員 次に掲げる学校職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 前項第1号のイに掲げる学校職員 4万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
- イ 前項第1号のイに掲げる学校職員 1万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、その額にその額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額）
- (2) 前項第2号に掲げる学校職員 1,800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

別表第1から別表第5までを次のように改める。

（別表第1）（第5条関係）

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	173,000	216,800	278,900	327,100	412,500	585,600
	2	175,100	219,100	282,000	330,000	414,900	719,100
	3	177,200	221,400	284,800	333,200	417,300	
	4	179,200	223,600	287,700	336,200	419,800	
	5	181,200	225,700	290,500	339,500	422,200	
	6	183,800	228,000	293,100	342,300	424,700	
	7	186,300	230,200	295,300	345,000	427,000	
	8	188,900	232,400	297,700	347,700	429,500	
	9	191,400	234,700	300,500	350,800	431,300	

10	194,300	237,100	303,000	353,900	433,800
11	197,000	239,600	305,500	357,000	436,200
12	199,800	242,000	308,100	360,400	438,600
13	202,500	244,400	310,600	363,300	440,000
14	204,400	246,800	312,600	365,500	442,200
15	206,400	249,300	314,700	367,800	444,500
16	208,400	251,700	316,700	370,500	446,800
17	210,500	253,800	318,900	372,900	449,200
18	212,300	257,000	321,200	375,100	451,600
19	214,100	260,200	323,200	377,500	454,000
20	215,900	263,300	325,200	379,600	456,400
21	217,700	266,300	327,300	381,800	458,500
22	219,600	269,300	329,800	383,900	460,900
23	221,600	272,300	332,500	386,000	463,300
24	223,500	275,200	335,300	388,100	465,700
25	225,500	278,100	337,500	389,700	467,700
26	227,700	280,700	339,700	391,500	470,000
27	229,800	283,300	341,900	393,400	472,100
28	231,900	286,000	344,500	395,300	474,300
29	234,000	289,000	346,900	397,200	476,500
30	236,200	291,400	349,200	399,000	478,800
31	238,600	293,700	351,300	400,700	481,100
32	240,900	296,100	353,200	402,400	483,200
33	243,100	298,600	355,500	404,200	485,100
34	245,000	300,800	357,800	406,000	487,300
35	246,700	303,300	360,200	407,500	489,600
36	248,400	305,700	362,400	409,400	491,800
37	250,200	308,200	364,100	410,500	494,000
38	251,900	310,000	366,200	412,100	496,000
39	253,300	311,700	368,300	413,700	498,000
40	255,000	313,400	370,200	415,300	499,900
41	257,100	315,400	372,200	416,300	501,900
42	258,800	316,200	374,100	417,900	503,900
43	260,300	317,100	376,000	419,400	505,600
44	261,900	318,000	377,800	421,100	507,500
45	263,300	318,900	379,700	422,500	509,500
46	264,800	320,000	381,600	424,100	511,300
47	266,600	321,000	383,100	425,500	513,100
48	268,000	322,100	384,900	427,200	515,100
49	269,400	323,100	386,400	428,600	516,800
50	270,200	324,200	388,100	429,900	518,500
51	270,800	325,100	389,900	431,300	520,400
52	271,800	326,000	391,600	432,600	522,300
53	272,500	327,300	392,800	433,300	523,900
54	273,400	328,300	394,300	434,300	525,600
55	274,100	329,300	395,700	435,200	527,300
56	274,900	330,300	397,300	436,100	528,900
57	275,700	331,200	398,800	437,100	530,500
58	277,000	332,400	400,200	438,000	531,900
59	278,000	333,500	401,500	438,900	533,200

	60	279,100	334,500	403,000	439,800	534,400
	61	280,100	335,500	404,400	440,700	535,600
	62	281,200	336,500	405,800	441,600	536,700
	63	282,300	337,700	407,300	442,700	537,700
	64	283,300	338,800	408,800	443,800	538,700
	65	284,200	339,600	409,900	444,700	539,300
	66	285,100	340,700	411,000	445,700	540,200
	67	286,200	341,400	412,000	446,700	541,100
	68	287,300	342,500	413,100	447,600	542,100
	69	288,300	343,200	414,100	448,700	543,000
	70	289,400	344,300	415,100	449,700	543,800
	71	290,400	345,300	415,900	450,600	544,500
	72	291,500	346,400	416,700	451,600	545,000
	73	292,300	346,800	417,500	452,600	545,700
	74	293,500	347,800	418,400	453,600	546,200
	75	294,600	348,900	419,200	454,500	547,000
	76	295,600	349,900	420,000	455,500	547,700
	77	296,200	350,900	420,800	456,300	548,200
	78	297,200	351,900	421,300	456,800	548,800
再任用	79	298,100	352,800	421,700	457,500	549,400
学校職	80	299,100	353,700	422,100	458,100	550,000
員以外	81	300,000	354,800	422,400	459,000	550,600
の職員	82	300,900	355,800	422,800	459,700	
	83	301,800	356,800	423,100	460,000	
	84	302,700	357,800	423,500	460,600	
	85	303,300	358,400	423,800	461,000	
	86	304,200	359,000	424,200	461,400	
	87	305,000	359,700	424,600	461,800	
	88	305,900	360,300	425,000	462,100	
	89	306,500	360,900	425,300	462,400	
	90	307,100	361,300	425,800	462,800	
	91	307,800	361,700	426,200	463,200	
	92	308,400	362,200	426,500	463,500	
	93	309,100	362,700	426,800	463,800	
	94	309,800	363,100	427,200	464,200	
	95	310,400	363,600	427,500	464,600	
	96	311,000	364,100	427,800	464,900	
	97	311,700	364,700	428,100	465,200	
	98	312,300	365,300	428,500	465,600	
	99	312,900	365,700	428,800	465,900	
	100	313,500	366,200	429,100	466,200	
	101	313,900	366,600	429,400	466,500	
	102	314,200	367,100	429,800		
	103	314,500	367,400	430,100		
	104	314,900	367,900	430,400		
	105	315,300	368,400	430,700		
	106	315,700	368,800	431,100		
	107	316,000	369,300	431,500		
	108	316,300	369,800	431,800		

109	316,700	370,200	432,100			
110	317,000	370,800	432,400			
111	317,400	371,300	432,700			
112	317,800	371,700	433,000			
113	318,100	372,100	433,300			
114	318,500	372,500	433,600			
115	318,800	373,000	433,900			
116	319,100	373,400	434,200			
117	319,300	373,800	434,400			
118	319,600	374,200				
119	320,000	374,700				
120	320,400	375,100				
121	320,700	375,400				
122	321,000	375,800				
123	321,400	376,400				
124	321,800	376,700				
125	322,000	377,100				
126	322,200	377,600				
127	322,500	378,100				
128	322,900	378,500				
129	323,100	378,900				
130	323,400	379,400				
131	323,800	379,900				
132	324,000	380,400				
133	324,200	380,900				
134	324,500	381,500				
135	324,900	382,000				
136	325,100	382,500				
137	325,200	383,000				
138	325,400	383,500				
139	325,700	384,000				
140	326,000	384,500				
141	326,500	385,000				
142	326,800					
143	327,100					
144	327,400					
145	327,800					
146	328,100					
147	328,300					
148	328,600					
149	329,000					
150	329,300					
151	329,600					
152	329,800					
153	330,100					
154	330,400					
155	330,700					
156	331,000					
157	331,200					
再任用 学校職 員		239,500	287,600	298,800	321,100	406,600

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	159,100	204,200	335,200	424,100
	2	160,700	206,000	337,500	426,000
	3	162,200	207,700	339,800	427,800
	4	163,700	209,400	341,900	429,500
	5	165,400	211,300	344,300	431,000
	6	167,400	213,000	346,500	432,600
	7	169,200	214,700	348,900	434,500
	8	171,000	216,400	351,200	436,400
	9	172,900	218,200	353,000	438,300
	10	175,000	220,100	355,200	440,100
	11	177,100	222,100	357,300	442,000
	12	179,100	224,000	359,500	443,900
	13	181,100	225,700	361,600	445,600
	14	183,400	227,800	363,600	447,500
	15	185,600	229,800	365,700	449,400
	16	187,800	231,800	367,700	451,300
	17	190,200	233,800	369,500	453,000
	18	192,800	236,500	371,500	454,900
	19	195,400	239,300	373,300	456,700
	20	197,900	242,000	375,300	458,500
	21	200,500	244,700	377,000	460,200
	22	202,200	247,500	378,900	461,900
	23	203,900	250,200	380,800	463,800
	24	205,700	252,900	382,800	465,600
	25	207,200	255,500	384,100	467,300
	26	208,900	258,000	385,900	468,900
	27	210,700	260,600	387,800	470,600
	28	212,300	262,900	389,700	472,100
	29	213,800	265,700	391,600	473,600
	30	215,500	268,100	393,600	474,900
	31	217,300	270,300	395,500	476,300
	32	219,000	272,600	397,500	477,600
	33	220,600	274,700	399,300	478,800
	34	222,500	277,000	401,000	479,500
	35	224,300	279,200	402,600	480,200
	36	226,100	281,200	404,500	480,900
	37	227,800	283,600	405,700	481,600
	38	229,600	285,600	407,200	
	39	231,400	287,600	408,600	
	40	233,300	289,600	410,100	
	41	235,000	291,400	411,800	
	42	236,700	293,900	413,200	
	43	238,400	296,200	414,500	
	44	240,000	298,800	416,100	

	45	241,500	300,900	417,700	
	46	242,900	303,400	419,000	
	47	244,300	305,800	420,600	
	48	245,500	308,500	422,200	
	49	247,000	311,000	423,900	
	50	248,500	313,400	425,300	
	51	249,800	316,000	427,000	
	52	251,300	318,300	428,500	
	53	252,500	320,700	430,200	
	54	253,700	322,900	431,800	
	55	255,200	325,000	433,400	
	56	256,300	327,300	435,000	
	57	257,600	329,400	436,500	
	58	258,700	331,500	438,100	
	59	259,900	333,700	439,300	
	60	261,100	335,700	440,500	
	61	262,400	337,900	441,700	
	62	263,700	340,000	443,100	
	63	265,100	342,200	444,400	
	64	266,300	344,500	445,600	
	65	267,600	346,300	446,800	
	66	269,100	348,600	448,100	
	67	270,600	350,600	449,300	
	68	272,400	352,800	450,500	
	69	273,900	354,700	451,700	
	70	275,300	356,600	452,900	
	71	276,800	358,700	454,200	
	72	278,200	360,800	455,400	
再任用	73	279,300	362,400	456,500	
学校職	74	280,700	364,300	457,100	
員以外	75	282,200	366,200	457,600	
の職員	76	283,400	368,100	458,100	
	77	284,700	370,000	458,600	
	78	285,900	371,800		
	79	287,100	373,500		
	80	288,400	375,100		
	81	289,500	376,700		
	82	290,700	378,200		
	83	291,900	379,700		
	84	293,200	381,100		
	85	294,300	382,300		
	86	295,400	383,700		
	87	296,400	385,100		
	88	297,600	386,400		
	89	298,800	387,800		
	90	299,900	389,100		
	91	301,100	390,300		
	92	302,300	391,600		
	93	302,900	393,000		
	94	303,900	394,100		

95	305,100	395,400
96	306,300	396,600
97	307,300	398,100
98	308,400	399,100
99	309,400	400,200
100	310,600	401,200
101	311,500	402,100
102	312,600	403,100
103	313,700	404,300
104	314,700	405,400
105	315,400	406,100
106	316,300	407,000
107	317,100	407,900
108	317,900	408,800
109	318,800	409,700
110	319,200	410,600
111	319,600	411,400
112	320,100	412,200
113	320,800	412,800
114	321,200	413,500
115	321,700	414,200
116	322,200	415,000
117	322,800	415,600
118	323,300	416,100
119	323,700	416,500
120	324,200	416,900
121	324,700	417,300
122	325,100	417,600
123	325,600	417,900
124	326,100	418,100
125	326,800	418,300
126	327,100	418,600
127	327,400	418,900
128	327,700	419,100
129	327,900	419,300
130	328,200	419,600
131	328,500	419,900
132	328,800	420,200
133	329,000	420,400
134	329,200	420,700
135	329,400	421,000
136	329,700	421,200
137	330,000	421,400
138	330,200	421,700
139	330,500	422,000
140	330,800	422,200
141	331,000	422,400
142	331,200	422,700
143	331,500	423,000
144	331,800	423,200

	145	332,100	423,400		
	146	332,300			
	147	332,600			
	148	332,900			
	149	333,100			
	150	333,300			
	151	333,600			
	152	333,900			
	153	334,100			
再任用 学校職員		237,900	278,900	336,700	422,400

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第3)(第5条関係)

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	159,100	175,300	295,400	413,700
	2	160,700	177,500	298,000	415,300
	3	162,200	179,600	301,000	416,800
	4	163,700	181,800	303,500	418,300
	5	165,400	183,900	306,100	419,700
	6	167,400	186,100	308,500	421,200
	7	169,200	188,400	310,900	422,700
	8	171,000	190,600	313,300	424,300
	9	172,900	192,900	315,800	425,800
	10	175,000	195,800	318,400	427,200
	11	177,100	198,500	321,200	428,600
	12	179,100	201,300	324,100	429,900
	13	181,100	204,200	326,700	431,300
	14	183,400	206,000	328,700	432,700
	15	185,600	207,700	330,700	434,100
	16	187,800	209,400	333,100	435,500
	17	190,200	211,300	335,200	436,800
	18	192,800	213,000	337,500	438,100
	19	195,400	214,700	339,800	439,300
	20	197,900	216,400	341,900	440,600
	21	200,500	218,200	344,300	441,700
	22	202,200	220,100	346,500	443,000
	23	203,900	222,100	348,900	444,300
	24	205,700	224,000	351,200	445,600
	25	207,200	225,700	353,000	446,900
	26	208,800	227,800	354,900	448,200
	27	210,500	229,800	356,800	449,200
	28	212,000	231,800	358,700	450,300
	29	213,700	233,800	360,600	451,500
	30	215,400	236,500	362,400	452,300

	31	217,200	239,300	364,100	453,100
	32	218,900	242,000	366,100	454,100
	33	220,400	244,700	367,600	455,000
	34	222,200	247,500	369,300	455,500
	35	223,900	250,200	370,900	456,000
	36	225,600	252,900	372,700	456,500
	37	227,200	255,500	374,600	457,000
	38	228,900	258,000	376,200	
	39	230,600	260,600	377,600	
	40	232,400	262,900	379,200	
	41	234,000	265,700	380,300	
	42	235,700	268,100	381,800	
	43	237,300	270,300	383,200	
	44	239,000	272,600	384,700	
	45	240,700	274,700	386,200	
	46	242,200	277,000	387,900	
	47	243,600	279,200	389,500	
	48	245,000	281,200	391,000	
	49	246,400	283,600	392,400	
	50	247,800	285,600	394,000	
	51	249,400	287,600	395,500	
	52	250,600	289,600	396,900	
	53	251,700	291,400	398,200	
	54	253,100	293,900	399,500	
	55	254,400	296,200	400,600	
	56	255,600	298,800	401,700	
	57	256,800	300,900	403,100	
	58	258,000	303,400	404,400	
	59	259,100	305,800	405,600	
	60	260,400	308,500	406,900	
	61	261,800	311,000	408,100	
	62	263,000	313,400	409,200	
	63	264,200	316,000	410,600	
	64	265,100	318,300	411,900	
	65	266,200	320,700	413,100	
	66	267,600	322,900	414,200	
	67	269,000	325,000	415,500	
	68	270,500	327,300	416,600	
	69	272,200	329,400	417,600	
	70	273,700	331,500	418,800	
	71	275,200	333,800	420,000	
	72	276,700	335,800	421,300	
再任用	73	277,700	338,000	421,900	
学校職	74	278,900	340,100	422,700	
員以外	75	280,200	342,300	423,400	
の職員	76	281,400	344,600	423,900	
	77	282,800	346,300	424,200	
	78	283,900	348,200	424,600	
	79	285,100	350,000	425,000	
	80	286,300	351,800	425,400	
	81	287,600	353,600	425,800	
	82	288,500	355,500	426,200	
	83	289,700	357,000	426,600	

84	290,900	358,800	426,900
85	291,900	360,100	427,200
86	292,800	361,700	427,600
87	293,600	363,200	428,000
88	294,600	364,700	428,300
89	295,600	366,200	428,600
90	296,500	367,500	428,900
91	297,400	368,900	429,200
92	298,300	370,300	429,400
93	298,700	371,900	429,600
94	299,400	373,200	
95	300,100	374,500	
96	300,900	375,700	
97	301,700	376,800	
98	302,500	377,800	
99	303,300	378,800	
100	304,100	379,800	
101	305,000	380,700	
102	305,500	381,800	
103	306,000	382,800	
104	306,500	383,800	
105	306,700	384,600	
106	307,100	385,500	
107	307,400	386,400	
108	307,600	387,500	
109	307,800	388,300	
110	308,000	389,300	
111	308,300	390,300	
112	308,600	391,300	
113	308,800	391,900	
114	309,000	392,900	
115	309,200	393,800	
116	309,500	394,700	
117	309,900	395,500	
118	310,200	396,200	
119	310,500	397,000	
120	310,800	397,800	
121	310,900	398,500	
122	311,100	399,300	
123	311,400	400,000	
124	311,700	400,700	
125	311,900	401,300	
126		402,000	
127		402,500	
128		403,100	
129		403,900	
130		404,500	
131		405,000	
132		405,500	

	133		405,800		
	134		406,100		
	135		406,400		
	136		406,700		
	137		407,000		
	138		407,300		
	139		407,600		
	140		407,900		
	141		408,200		
	142		408,500		
	143		408,800		
	144		409,200		
	145		409,400		
	146		409,700		
	147		410,000		
	148		410,200		
	149		410,400		
	150		410,700		
	151		411,000		
	152		411,200		
	153		411,400		
	154		411,700		
	155		412,000		
	156		412,200		
	157		412,400		
再任用 学校職員		228,900	275,600	329,900	412,200

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第4)(第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,200	188,800	224,900	251,500	284,100
	2	151,600	190,400	226,500	252,800	286,100
	3	153,000	192,000	228,200	254,000	288,400
	4	154,400	193,700	229,800	255,500	290,500
	5	155,700	195,200	231,200	256,700	292,700
	6	157,500	196,800	232,900	257,900	294,900
	7	159,200	198,400	234,400	259,100	297,000
	8	161,000	200,000	236,000	260,300	299,200
	9	162,700	201,600	237,200	261,600	301,200
	10	164,400	203,300	238,800	262,600	303,400
	11	166,200	205,000	240,200	263,600	305,600
	12	168,000	206,700	241,400	264,600	307,800
	13	169,500	208,300	243,100	266,000	310,000
	14	171,500	209,900	244,600	267,500	311,900

	15	173,500	211,600	245,800	269,100	314,000
	16	175,400	213,200	247,200	270,500	316,100
	17	177,400	214,700	248,200	272,100	318,200
	18	179,300	216,400	249,500	273,900	320,200
	19	181,100	218,100	250,700	275,700	322,400
	20	183,100	219,800	251,900	277,600	324,500
	21	185,000	221,200	253,300	279,400	326,400
	22	186,500	222,700	254,400	281,200	328,400
	23	188,100	224,100	255,400	283,100	330,200
	24	189,600	225,600	256,500	284,800	332,300
	25	191,200	227,100	257,700	286,600	334,100
	26	192,700	228,500	259,100	288,600	336,000
	27	194,300	229,800	260,600	290,500	338,100
	28	195,700	231,100	262,100	292,300	340,100
	29	197,200	232,600	263,500	294,300	341,500
	30	198,500	234,000	265,200	296,100	343,400
	31	199,900	235,500	267,000	297,900	345,100
	32	201,200	236,900	268,600	299,900	346,900
	33	202,600	238,200	270,100	301,600	348,700
	34	204,000	239,500	272,000	303,300	350,500
	35	205,500	240,500	273,700	305,200	352,400
	36	206,900	241,800	275,400	307,000	354,300
	37	208,000	243,300	277,000	308,400	356,100
	38	209,300	244,600	278,700	310,200	357,800
	39	210,700	245,700	280,400	311,700	359,500
	40	212,000	247,000	282,100	313,300	361,200
	41	213,200	248,300	283,700	315,000	362,400
	42	214,400	249,600	285,300	316,800	363,500
	43	215,700	250,800	287,000	318,400	364,700
	44	216,900	251,900	288,800	320,100	366,000
	45	218,100	253,000	290,300	321,200	367,200
	46	219,200	254,500	292,000	322,600	368,000
	47	220,200	256,000	293,800	324,100	369,200
	48	221,400	257,400	295,400	325,700	370,300
	49	222,400	259,000	296,700	327,200	371,400
	50	223,400	260,500	298,300	328,500	372,400
	51	224,300	261,900	299,700	329,700	373,400
	52	225,300	263,200	301,300	331,000	374,400
	53	225,800	264,300	302,600	332,200	375,200
	54	226,800	265,800	304,200	333,200	376,100
	55	227,500	267,200	305,600	334,300	377,000
	56	228,500	268,500	307,100	335,300	377,900
	57	229,200	269,400	308,200	335,800	378,400
再任用	58	230,100	270,700	309,400	336,700	379,200
学校職	59	230,800	272,100	310,700	337,600	380,000
員以外	60	231,600	273,400	312,100	338,500	380,800
の職員	61	232,600	274,300	313,400	339,300	381,200
	62	233,400	275,500	314,600	339,600	382,000
	63	234,300	276,900	316,000	340,200	382,700
	64	235,400	278,200	317,200	340,900	383,400
	65	236,000	279,100	318,600	341,500	383,800
	66	236,800	280,200	319,400	342,200	384,400
	67	237,600	281,100	320,200	343,000	385,100

68	238,500	282,300	321,100	343,700	385,700
69	239,200	283,300	321,700	344,400	386,100
70	239,900	284,300	322,400	344,900	386,600
71	240,600	285,400	323,100	345,500	387,200
72	241,200	286,500	323,700	346,100	387,700
73	241,900	287,200	324,400	346,400	388,300
74	242,700	288,000	324,600	347,000	388,800
75	243,600	288,500	325,200	347,500	389,400
76	244,300	289,300	325,800	348,100	390,000
77	244,800	290,100	326,500	348,700	390,500
78	245,400	290,700	327,000	349,200	391,000
79	246,000	291,300	327,500	349,700	391,500
80	246,600	291,900	328,000	350,100	392,000
81	246,900	292,600	328,600	350,400	392,300
82	247,300	293,200	329,100	350,700	392,900
83	247,700	293,600	329,500	351,100	393,300
84	248,100	294,000	330,000	351,400	393,700
85	248,400	294,200	330,500	351,900	394,100
86		294,400	330,900	352,200	394,600
87		294,600	331,100	352,500	395,000
88		294,800	331,500	352,800	395,400
89		295,200	332,000	353,200	395,800
90		295,400	332,400	353,500	396,300
91		295,600	332,800	354,000	396,700
92		295,800	333,200	354,300	397,100
93		296,200	333,500	354,700	397,500
94		296,400	333,700	355,000	
95		296,600	334,100	355,300	
96		296,900	334,400	355,600	
97		297,300	334,600	355,900	
98		297,600	334,900	356,300	
99		297,800	335,200	356,700	
100		298,100	335,500	357,100	
101		298,400	335,700	357,600	
102		298,700	336,000	358,000	
103		298,900	336,400	358,400	
104		299,200	336,600	358,800	
105		299,500	336,700	359,400	
106			337,000		
107			337,500		
108			337,700		
109			337,900		
110			338,300		
111			338,700		
112			339,100		
113			339,300		
再任用 学校職 員	191,700	218,800	247,500	261,200	286,800

(別表第5)(第5条関係)

事務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,200	196,200	233,100	266,800	293,300	324,300
	2	146,300	198,000	234,700	268,700	295,500	326,600
	3	147,500	199,900	236,200	270,500	297,800	328,900
	4	148,600	201,700	237,900	272,700	300,000	331,100
	5	149,800	203,300	239,400	274,500	302,000	333,400
	6	150,900	205,200	241,100	276,500	304,400	335,400
	7	152,000	207,000	242,600	278,400	306,700	337,700
	8	153,100	208,800	244,300	280,500	308,900	339,900
	9	154,200	210,600	245,600	282,700	311,000	341,900
	10	155,700	212,400	247,100	284,700	313,300	344,200
	11	157,000	214,200	248,800	286,800	315,600	346,200
	12	158,300	216,100	250,200	288,900	317,900	348,500
	13	159,600	217,500	251,700	290,900	320,000	350,300
	14	161,200	219,300	253,200	293,100	322,200	352,300
	15	162,700	221,000	254,600	295,100	324,400	354,500
	16	164,300	222,900	256,000	297,100	326,600	356,500
	17	165,600	224,600	257,500	299,100	328,600	358,200
	18	167,200	226,300	259,200	301,100	330,600	360,300
	19	168,700	228,000	261,000	303,200	332,700	362,100
	20	170,200	229,600	262,800	305,300	334,700	364,000
	21	171,700	231,100	264,400	307,300	336,500	366,100
	22	174,400	232,900	266,300	309,400	338,700	368,000
	23	177,100	234,500	268,000	311,500	340,700	370,000
	24	179,700	236,100	269,700	313,600	342,900	372,000
	25	182,500	237,300	271,800	315,400	344,300	374,000
	26	184,200	238,900	273,700	317,500	346,200	376,000
	27	185,900	240,300	275,500	319,500	348,100	378,000
	28	187,600	241,600	277,400	321,600	350,100	380,000
	29	189,200	242,900	279,100	323,400	351,800	381,600
	30	191,000	244,200	281,000	325,400	353,700	383,400
	31	192,800	245,200	283,000	327,600	355,700	385,200
	32	194,600	246,400	284,700	329,700	357,500	386,800
	33	196,200	247,700	286,300	331,000	359,500	388,700
	34	197,700	249,000	288,300	333,100	361,300	390,100
	35	199,300	250,200	290,100	335,000	363,100	391,600
	36	200,800	251,500	292,000	337,100	364,800	393,300
	37	202,100	252,400	293,700	339,100	366,300	394,700
	38	203,400	253,800	295,400	341,000	367,600	395,900
	39	204,800	255,300	297,200	343,100	369,000	397,100
	40	206,100	256,800	299,100	345,000	370,500	398,300
	41	207,400	258,200	300,700	346,900	371,800	399,400
	42	208,700	259,600	302,400	348,900	372,700	400,600
	43	210,100	261,100	303,900	350,700	373,800	401,800
	44	211,400	262,400	305,600	352,600	374,900	402,900

	45	212,600	263,600	307,200	354,200	375,700	403,700
	46	213,900	264,900	308,900	355,600	376,700	404,400
	47	215,200	266,400	310,600	357,100	377,600	405,100
	48	216,600	267,700	312,300	358,600	378,500	405,800
	49	217,700	268,900	313,300	360,300	379,400	406,400
	50	218,800	270,000	314,800	361,100	380,200	407,000
	51	219,800	271,400	316,400	362,300	381,000	407,500
	52	220,900	272,700	318,000	363,300	381,900	407,900
	53	222,100	273,700	319,600	364,200	382,600	408,300
	54	223,100	274,800	321,300	365,400	383,300	408,600
	55	224,000	276,100	322,900	366,300	384,000	408,900
	56	225,000	277,500	324,400	367,400	384,700	409,300
	57	225,500	278,500	325,900	368,300	385,200	409,600
	58	226,400	279,500	327,200	369,000	385,800	409,900
	59	227,300	280,400	328,400	369,700	386,400	410,200
	60	228,200	281,500	329,600	370,500	387,200	410,500
	61	228,900	282,700	330,300	370,900	387,600	410,800
	62	229,900	283,700	331,200	371,500	388,300	411,100
	63	230,700	284,600	332,100	372,200	388,900	411,400
	64	231,600	285,600	332,900	372,900	389,500	411,700
再任用 学校職 員以外 の職員	65	232,400	286,200	333,800	373,200	389,900	412,000
	66	233,200	287,100	334,200	373,900	390,500	412,300
	67	234,100	287,900	334,900	374,600	391,100	412,600
	68	235,200	288,800	335,700	375,300	391,700	412,900
	69	235,900	289,800	336,500	375,600	392,100	413,100
	70	236,600	290,600	337,300	376,300	392,700	413,400
	71	237,200	291,400	338,000	377,000	393,200	413,700
	72	238,100	292,200	338,700	377,600	393,800	414,000
	73	238,900	293,100	339,200	377,900	394,100	414,200
	74	239,600	293,600	339,800	378,500	394,500	414,500
	75	240,300	294,000	340,300	379,200	394,900	414,900
	76	240,900	294,500	340,900	379,800	395,300	415,100
	77	241,600	294,600	341,200	380,200	395,600	415,300
	78	242,400	295,000	341,700	380,700	395,900	415,600
	79	243,300	295,200	342,100	381,300	396,200	415,900
	80	244,000	295,600	342,600	381,900	396,500	416,100
	81	244,600	295,800	343,100	382,400	396,700	416,300
	82	245,300	296,000	343,600	383,000	397,000	416,600
83	246,000	296,400	344,100	383,500	397,300	416,900	
84	246,700	296,700	344,600	383,800	397,500	417,100	
85	247,300	297,000	344,900	384,200	397,700	417,300	
86	248,000	297,300	345,300	384,700	398,100		
87	248,800	297,600	345,800	385,100	398,400		
88	249,500	298,000	346,200	385,500	398,600		
89	250,100	298,300	346,500	385,900	398,800		
90	250,600	298,800	346,900	386,400	399,100		
91	250,900	299,100	347,400	386,800	399,400		
92	251,300	299,500	347,800	387,300	399,600		

	93	251,600	299,600	348,000	387,600	399,800	
	94		299,800	348,500	388,100		
	95		300,200	349,000	388,500		
	96		300,600	349,400	388,900		
	97		300,800	349,500	389,200		
	98		301,100	350,000	389,700		
	99		301,500	350,400	390,100		
	100		301,900	350,700	390,500		
	101		302,100	351,000	390,800		
	102		302,400	351,400			
	103		302,800	351,800			
	104		303,100	352,200			
	105		303,300	352,700			
	106		303,600	353,100			
	107		304,100	353,500			
	108		304,400	354,000			
	109		304,600	354,500			
	110		305,000	354,900			
	111		305,400	355,200			
	112		305,700	355,500			
	113		305,800	356,000			
	114		306,100				
	115		306,400				
	116		306,800				
	117		307,000				
	118		307,200				
	119		307,500				
	120		307,800				
	121		308,200				
	122		308,400				
	123		308,700				
	124		309,000				
	125		309,300				
再任用 学校職 員		190,700	218,700	259,400	279,200	294,600	320,400

「	50,600	「	50,700
	48,800		48,900
	47,000		47,100
	45,200		45,300
	43,400		43,500
	41,600		41,700
	39,800		39,900
	38,000		38,100
	36,200		36,300

別表第7のA中	34,800	を	34,900	に改める。
	33,400		33,500	
	32,000		32,100	
	30,600		30,700	
	29,200		29,300	
	27,800		27,900	
	26,400		26,500	
	25,800		25,900	
	25,200		25,300	
	24,200		24,300	
	23,600		23,700	
	23,000		23,100	
	22,400		22,500	
	21,800		21,900	
	21,000		21,100	
	20,700		20,800	
	20,300		20,400	
	19,700		19,800	
	18,800		18,900	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に4項を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までの規定は、平成29年4月1日から適用する。

(実施規定)

- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

- この条例による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成29年4月1日以後の分として学校職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(長野県短期大学条例を廃止する条例の一部改正)

- 長野県短期大学条例を廃止する条例(平成29年長野県条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第4項のうち長野県学校職員の給与に関する条例別表第1の改正規定中 「 411,600 」 を 「 412,500 」 に改める。
「 413,900 」 「 414,900 」

教育政策課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第31号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第19項の前の見出し中「に対処」を「及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処」に改め、同項を次のように改める。

19 次の表の左欄に掲げる警察職員に対する別表第5の死体処理手当の項の規定の適用については、同項の規定中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この表及び次項において同じ。）に対処するため人の死体を取り扱う作業等（別表第5の死体処理手当の項に規定する人の死体の処理作業（以下「人の死体の処理作業」という。）を除く。以下同じ。）に従事した警察職員	人の死体の処理作業	人の死体を取り扱う作業等
	作業1体につき3,200円	作業1日につき2,000円
著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。附則第21項において「特定大規模災害」という。）に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した警察職員	人の死体の処理作業	人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの
	作業1体につき3,200円	人の死体の処理作業に従事した警察職員にあつては作業1体につき3,200円、人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した警察職員にあつては作業1日につき2,000円

附則第21項及び第22項を次のように改める。

21 同一の日において、特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業並びに人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した場合におけるこれらの作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める。

22 別表第5の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、次の各号に掲げる警察職員に対し、作業1日につき、当該各号に定める額の特殊現場作業手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した警察職員 2万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合における次に掲げる警察職員 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（イにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した警察職員 4万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した警察職員（アに掲げる警察職員を除く。） 1万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、その額にその額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額）

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)（第6条関係）

警察職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,000	185,000	212,000	252,800	297,100	324,100	353,100	388,300	430,100
	2	170,700	186,800	214,000	254,700	299,200	326,400	355,400	390,500	432,000
	3	172,600	188,700	216,100	256,500	301,300	328,700	357,700	392,600	433,900
	4	174,300	190,500	218,100	258,300	303,600	330,800	360,000	394,700	435,800
	5	175,800	192,400	220,100	260,100	305,500	333,200	362,000	396,400	437,300
	6	177,800	194,800	222,200	261,900	307,700	335,400	364,100	398,500	439,000
	7	179,600	197,100	224,200	263,500	309,900	337,800	366,400	400,300	440,600
	8	181,500	199,500	226,100	265,200	312,100	340,000	368,600	402,100	442,100
	9	183,300	201,700	228,300	266,600	314,100	341,800	370,500	404,000	443,800
	10	185,000	204,300	230,100	268,200	316,400	344,200	372,700	406,000	445,500
	11	186,700	206,900	231,900	269,500	318,700	346,400	374,700	408,000	447,100
	12	188,500	209,400	233,800	270,800	320,900	348,800	377,000	410,200	448,800
	13	190,400	211,800	235,700	272,500	323,000	350,800	378,900	411,900	449,900
	14	192,500	213,600	237,600	273,900	325,300	352,900	381,000	414,000	451,500
	15	194,700	215,400	239,600	275,000	327,600	355,200	383,200	416,100	453,400
	16	196,800	217,300	241,500	276,300	329,800	357,300	385,300	418,200	455,200
	17	199,100	219,200	243,100	277,300	331,600	359,500	386,900	419,900	456,800
	18	201,500	221,200	245,000	278,700	334,000	361,500	389,000	421,700	458,600
	19	203,900	223,100	246,800	280,100	336,100	363,500	390,900	423,400	460,500
	20	206,400	224,900	248,600	281,500	338,500	365,700	393,000	425,000	462,200
	21	208,900	226,700	250,300	282,900	340,500	367,500	394,800	426,800	463,800
	22	210,800	228,500	251,700	284,300	342,500	369,500	396,900	428,400	465,600
	23	212,600	230,300	252,900	285,600	344,700	371,500	399,100	429,800	467,200
	24	214,400	232,100	254,200	287,100	346,700	373,600	401,100	431,400	469,000
	25	216,400	233,900	255,600	288,400	348,700	375,300	402,800	432,700	470,600
	26	218,200	235,600	256,900	290,300	350,800	377,400	404,900	434,100	472,000
	27	220,000	237,300	258,200	292,300	352,700	379,400	407,000	435,600	473,500
	28	221,800	239,100	259,400	294,400	354,800	381,500	409,200	437,300	474,800
	29	223,700	240,500	260,700	296,300	356,700	383,400	410,700	438,600	476,100
	30	225,500	242,300	261,800	298,300	358,800	385,500	412,500	440,300	476,800
	31	227,400	244,200	263,100	300,200	360,800	387,700	414,200	442,000	477,500
	32	229,200	246,000	264,200	302,100	362,900	389,700	416,000	443,700	478,200
	33	230,900	247,400	264,800	303,900	364,400	391,600	417,700	445,100	478,700
	34	232,700	249,000	266,100	305,800	366,500	393,800	419,200	446,800	479,500
	35	234,400	250,300	267,200	307,700	368,400	395,900	420,900	448,600	480,200
	36	236,100	251,700	268,400	309,500	370,600	397,800	422,400	450,200	480,800
	37	237,500	253,000	269,300	311,400	372,500	399,600	423,700	451,600	481,200
	38	239,400	254,400	270,500	313,300	374,600	401,100	425,200	452,300	481,800
	39	241,200	255,600	271,600	315,300	376,700	402,400	426,800	453,000	482,300
	40	243,000	256,800	272,600	317,000	378,700	403,900	428,300	453,800	482,800
	41	244,500	258,000	273,800	318,800	380,700	405,100	429,800	454,200	483,300
	42	245,900	259,200	275,200	320,700	382,900	406,200	431,100	454,800	483,700
	43	247,200	260,400	276,600	322,600	385,000	407,200	432,500	455,500	484,100
	44	248,400	261,500	277,800	324,500	387,100	408,200	433,700	456,100	484,500
	45	249,800	262,300	278,900	326,300	388,800	409,500	434,700	456,900	484,800

	46	250,900	263,400	280,400	328,200	390,500	410,700	435,400	457,600	
	47	251,900	264,500	282,000	330,100	392,100	411,800	436,200	458,100	
	48	252,800	265,800	283,600	332,000	393,900	413,000	437,100	458,600	
	49	253,700	266,700	285,400	333,500	395,300	414,300	437,600	459,200	
	50	254,900	267,900	287,100	335,100	396,300	415,200	438,000	459,500	
	51	256,100	268,900	288,900	336,500	397,300	416,000	438,400	459,800	
	52	257,200	270,000	290,400	338,300	398,400	416,700	438,700	460,200	
	53	257,900	271,300	291,900	339,800	399,700	417,200	439,000	460,600	
	54	259,100	272,300	293,800	341,500	400,800	417,900	439,400	460,800	
	55	260,100	273,700	295,500	343,300	401,900	418,600	439,700	461,100	
	56	261,300	274,900	297,200	345,100	403,100	419,200	440,000	461,300	
	57	262,300	275,900	298,800	346,100	404,500	419,900	440,300	461,700	
	58	263,300	277,600	300,500	347,800	405,300	420,400	440,600	461,900	
	59	264,100	279,000	302,300	349,500	406,100	421,000	440,900	462,100	
	60	265,100	280,600	304,200	351,100	406,800	421,600	441,200	462,300	
	61	266,300	282,300	305,600	352,700	407,300	422,000	441,500	462,700	
	62	267,300	283,900	307,400	354,500	408,000	422,600	441,800		
	63	268,400	285,500	309,200	356,200	408,700	423,100	442,100		
	64	269,300	287,000	311,000	357,900	409,500	423,600	442,500		
	65	270,400	288,500	312,400	359,600	409,800	424,100	442,800		
	66	271,700	289,900	314,100	361,200	410,500	424,700	443,100		
	67	272,900	291,400	315,600	362,800	411,200	425,100	443,400		
	68	274,200	292,800	317,300	364,400	411,800	425,600	443,700		
	69	275,400	294,500	318,700	365,700	412,200	426,100	443,900		
	70	276,900	296,000	320,100	367,100	412,700	426,400	444,200		
	71	278,300	297,600	321,600	368,400	413,300	426,700	444,500		
再任用 の警察 職員以 外の職 員	72	279,600	299,300	323,100	369,800	413,800	427,000	444,800		
	73	280,800	300,500	323,900	371,100	414,300	427,300	445,000		
	74	282,300	301,900	325,500	372,300	414,800	427,600	445,300		
	75	283,700	303,400	327,100	373,600	415,300	427,900	445,600		
	76	284,900	305,000	328,800	374,900	415,800	428,200	445,900		
	77	286,100	306,000	330,600	376,300	416,300	428,400	446,100		
	78	287,300	307,500	332,400	377,500	416,800	428,700	446,400		
	79	288,600	308,700	334,000	378,700	417,400	429,000	446,700		
	80	289,600	310,300	335,600	379,900	417,900	429,300	447,000		
	81	290,700	311,600	337,400	381,100	418,300	429,500	447,200		
	82	291,900	313,000	339,100	382,400	418,900	429,800	447,500		
	83	293,300	314,200	340,700	383,500	419,400	430,100	447,900		
	84	294,600	315,700	342,400	384,700	419,600	430,300	448,200		
	85	295,800	316,700	343,900	385,800	419,900	430,500	448,400		
	86	297,000	318,200	345,400	386,400	420,500	430,800			
	87	297,900	319,500	346,900	386,900	420,800	431,100			
	88	299,200	321,100	348,500	387,600	421,100	431,400			
	89	300,200	322,600	349,800	388,200	421,400	431,600			
	90	301,400	324,100	351,000	388,800	421,800	431,900			
	91	302,500	325,500	352,300	389,400	422,200	432,200			
	92	303,700	327,100	353,600	390,000	422,600	432,400			
	93	304,400	328,400	355,100	390,300	422,900	432,600			
	94	305,700	329,700	356,600	390,800	423,300				
	95	306,800	331,100	358,100	391,400	423,700				

96	308,100	332,500	359,700	391,900	424,100
97	309,200	333,700	361,000	392,300	424,400
98	310,500	335,000	362,200	392,800	424,800
99	311,700	336,300	363,300	393,400	425,200
100	312,900	337,700	364,500	393,900	425,600
101	314,100	339,100	365,700	394,300	426,000
102	315,200	340,000	366,800	394,800	
103	316,300	341,100	367,900	395,400	
104	317,300	342,300	369,100	395,900	
105	318,100	343,500	370,300	396,200	
106	318,700	344,600	370,900	396,600	
107	319,300	345,600	371,500	397,100	
108	320,000	346,700	372,100	397,400	
109	320,500	347,900	372,700	397,700	
110	321,100	349,000	373,200	398,300	
111	321,600	350,000	373,700	398,800	
112	322,200	350,900	374,200	399,300	
113	323,000	351,800	374,600	399,600	
114	323,700	352,700	375,000	400,100	
115	324,400	353,700	375,600	400,600	
116	325,100	354,800	376,200	401,100	
117	325,700	355,800	376,600	401,400	
118	326,600	356,300	377,100	401,900	
119	327,300	356,900	377,700	402,400	
120	328,100	357,500	378,200	402,900	
121	328,700	357,800	378,300	403,300	
122	329,000	358,200	378,900	403,900	
123	329,500	358,700	379,400	404,300	
124	330,000	359,100	379,800	404,800	
125	330,300	359,600	380,300	405,200	
126		360,000	380,800		
127		360,500	381,300		
128		360,900	381,900		
129		361,300	382,200		
130		361,700	382,700		
131		362,100	383,200		
132		362,500	383,700		
133		362,700	384,000		
134		363,200	384,500		
135		363,600	384,900		
136		363,900	385,300		
137		364,200	385,600		
138		364,600	386,100		
139		365,200	386,600		
140		365,700	387,200		
141		366,000	387,500		
142		366,500			
143		367,000			
144		367,500			

	145		367,800							
再任用の警察職員		245,500	257,400	261,600	293,500	310,300	324,600	348,700	384,400	416,600

(備考) この表は、警察官に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

一般職給料表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,200	196,200	233,100	266,800	293,300	324,300	368,900	415,200
	2	146,300	198,000	234,700	268,700	295,500	326,600	371,600	417,600
	3	147,500	199,900	236,200	270,500	297,800	328,900	374,100	420,200
	4	148,600	201,700	237,900	272,700	300,000	331,100	376,800	422,600
	5	149,800	203,300	239,400	274,500	302,000	333,400	378,700	424,500
	6	150,900	205,200	241,100	276,500	304,400	335,400	381,200	426,900
	7	152,000	207,000	242,600	278,400	306,700	337,700	383,600	429,000
	8	153,100	208,800	244,300	280,500	308,900	339,900	386,100	431,300
	9	154,200	210,600	245,600	282,700	311,000	341,900	388,700	433,300
	10	155,700	212,400	247,100	284,700	313,300	344,200	391,400	435,400
	11	157,000	214,200	248,800	286,800	315,600	346,200	394,100	437,600
	12	158,300	216,100	250,200	288,900	317,900	348,500	396,800	439,700
	13	159,600	217,500	251,700	290,900	320,000	350,300	399,300	441,400
	14	161,200	219,300	253,200	293,100	322,200	352,300	401,600	443,300
	15	162,700	221,000	254,600	295,100	324,400	354,500	403,900	445,300
	16	164,300	222,900	256,000	297,100	326,600	356,500	406,300	447,300
	17	165,600	224,600	257,500	299,100	328,600	358,200	408,100	449,300
	18	167,200	226,300	259,200	301,100	330,600	360,300	410,200	451,100
	19	168,700	228,000	261,000	303,200	332,700	362,100	412,100	452,900
	20	170,200	229,600	262,800	305,300	334,700	364,000	413,900	454,700
	21	171,700	231,100	264,400	307,300	336,500	366,100	415,900	456,500
	22	174,400	232,900	266,300	309,400	338,700	368,000	417,700	458,000
	23	177,100	234,500	268,000	311,500	340,700	370,000	419,500	459,500
	24	179,700	236,100	269,700	313,600	342,900	372,000	421,500	461,000
	25	182,500	237,300	271,800	315,400	344,300	374,000	423,300	462,400
	26	184,200	238,900	273,700	317,500	346,200	376,000	424,800	463,700
	27	185,900	240,300	275,500	319,500	348,100	378,000	426,400	465,100
	28	187,600	241,600	277,400	321,600	350,100	380,000	428,000	466,300
	29	189,200	242,900	279,100	323,400	351,800	381,600	429,600	467,300
	30	191,000	244,200	281,000	325,400	353,700	383,400	430,900	468,000
	31	192,800	245,200	283,000	327,600	355,700	385,200	432,300	468,800
	32	194,600	246,400	284,700	329,700	357,500	386,800	433,500	469,500
	33	196,200	247,700	286,300	331,000	359,500	388,700	434,700	470,300
	34	197,700	249,000	288,300	333,100	361,300	390,100	436,000	471,100
	35	199,300	250,200	290,100	335,000	363,100	391,600	437,400	471,800
	36	200,800	251,500	292,000	337,100	364,800	393,300	438,600	472,400
	37	202,100	252,400	293,700	339,100	366,300	394,700	439,800	472,900
	38	203,400	253,800	295,400	341,000	367,600	395,900	440,600	473,500
	39	204,800	255,300	297,200	343,100	369,000	397,100	441,400	474,100
	40	206,100	256,800	299,100	345,000	370,500	398,300	442,200	474,700

	41	207,400	258,200	300,700	346,900	371,800	399,400	442,900	475,200
	42	208,700	259,600	302,400	348,900	372,700	400,600	443,600	475,800
	43	210,100	261,100	303,900	350,700	373,800	401,800	444,300	476,200
	44	211,400	262,400	305,600	352,600	374,900	402,900	445,000	476,500
	45	212,600	263,600	307,200	354,200	375,700	403,700	445,800	476,800
	46	213,900	264,900	308,900	355,600	376,700	404,400	446,600	
	47	215,200	266,400	310,600	357,100	377,600	405,100	447,000	
	48	216,600	267,700	312,300	358,600	378,500	405,800	447,700	
	49	217,700	268,900	313,300	360,300	379,400	406,400	448,300	
	50	218,800	270,000	314,800	361,100	380,200	407,000	448,700	
	51	219,800	271,400	316,400	362,300	381,000	407,500	449,100	
	52	220,900	272,700	318,000	363,300	381,900	407,900	449,500	
	53	222,100	273,700	319,600	364,200	382,600	408,300	449,900	
	54	223,100	274,800	321,300	365,400	383,300	408,600	450,300	
	55	224,000	276,100	322,900	366,300	384,000	408,900	450,700	
	56	225,000	277,500	324,400	367,400	384,700	409,300	451,000	
	57	225,500	278,500	325,900	368,300	385,200	409,600	451,300	
	58	226,400	279,500	327,200	369,000	385,800	409,900	451,700	
	59	227,300	280,400	328,400	369,700	386,400	410,200	452,000	
	60	228,200	281,500	329,600	370,500	387,200	410,500	452,300	
	61	228,900	282,700	330,300	370,900	387,600	410,800	452,600	
	62	229,900	283,700	331,200	371,500	388,300	411,100		
再任用	63	230,700	284,600	332,100	372,200	388,900	411,400		
の警察	64	231,600	285,600	332,900	372,900	389,500	411,700		
職員以	65	232,400	286,200	333,800	373,200	389,900	412,000		
外の職	66	233,200	287,100	334,200	373,900	390,500	412,300		
員	67	234,100	287,900	334,900	374,600	391,100	412,600		
	68	235,200	288,800	335,700	375,300	391,700	412,900		
	69	235,900	289,800	336,500	375,600	392,100	413,100		
	70	236,600	290,600	337,300	376,300	392,700	413,400		
	71	237,200	291,400	338,000	377,000	393,200	413,700		
	72	238,100	292,200	338,700	377,600	393,800	414,000		
	73	238,900	293,100	339,200	377,900	394,100	414,200		
	74	239,600	293,600	339,800	378,500	394,500	414,500		
	75	240,300	294,000	340,300	379,200	394,900	414,900		
	76	240,900	294,500	340,900	379,800	395,300	415,100		
	77	241,600	294,600	341,200	380,200	395,600	415,300		
	78	242,400	295,000	341,700	380,700	395,900	415,600		
	79	243,300	295,200	342,100	381,300	396,200	415,900		
	80	244,000	295,600	342,600	381,900	396,500	416,100		
	81	244,600	295,800	343,100	382,400	396,700	416,300		
	82	245,300	296,000	343,600	383,000	397,000	416,600		
	83	246,000	296,400	344,100	383,500	397,300	416,900		
	84	246,700	296,700	344,600	383,800	397,500	417,100		
	85	247,300	297,000	344,900	384,200	397,700	417,300		
	86	248,000	297,300	345,300	384,700	398,100			
	87	248,800	297,600	345,800	385,100	398,400			
	88	249,500	298,000	346,200	385,500	398,600			
	89	250,100	298,300	346,500	385,900	398,800			

	90	250,600	298,800	346,900	386,400	399,100			
	91	250,900	299,100	347,400	386,800	399,400			
	92	251,300	299,500	347,800	387,300	399,600			
	93	251,600	299,600	348,000	387,600	399,800			
	94		299,800	348,500	388,100				
	95		300,200	349,000	388,500				
	96		300,600	349,400	388,900				
	97		300,800	349,500	389,200				
	98		301,100	350,000	389,700				
	99		301,500	350,400	390,100				
	100		301,900	350,700	390,500				
	101		302,100	351,000	390,800				
	102		302,400	351,400					
	103		302,800	351,800					
	104		303,100	352,200					
	105		303,300	352,700					
	106		303,600	353,100					
	107		304,100	353,500					
	108		304,400	354,000					
	109		304,600	354,500					
	110		305,000	354,900					
	111		305,400	355,200					
	112		305,700	355,500					
	113		305,800	356,000					
	114		306,100						
	115		306,400						
	116		306,800						
	117		307,000						
	118		307,200						
	119		307,500						
	120		307,800						
	121		308,200						
	122		308,400						
	123		308,700						
	124		309,000						
	125		309,300						
再任用 の警察 職員		190,700	218,700	259,400	279,200	294,600	320,400	362,900	396,600

(備考) この表は、警察研究職給料表の適用を受けない一般職員(人事委員会の定める者を除く。)に適用する。

(別表第3)(第6条関係)

警察研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	145,400	196,000	284,200	336,500
	2	146,500	198,600	286,600	338,800
	3	147,700	201,100	289,100	341,000
	4	148,800	203,500	291,500	343,100

5	150,000	206,100	293,900	345,000
6	151,300	208,400	296,100	347,100
7	152,600	210,800	298,100	349,300
8	153,900	213,000	300,200	351,300
9	155,100	215,100	302,300	353,100
10	156,800	217,500	305,000	355,200
11	158,400	220,000	307,600	357,300
12	160,000	222,400	310,500	359,200
13	161,600	224,600	312,700	361,300
14	163,500	227,100	315,400	363,200
15	165,400	229,500	317,900	365,100
16	167,500	231,900	320,800	367,000
17	169,300	234,300	323,400	368,900
18	171,600	237,100	325,600	370,900
19	173,800	240,100	327,900	372,600
20	175,900	243,000	330,000	374,600
21	178,200	245,600	332,400	376,200
22	180,600	248,300	334,400	378,200
23	183,000	250,900	336,400	380,000
24	185,300	253,600	338,500	382,000
25	187,400	256,400	340,500	383,400
26	189,700	258,800	342,400	385,100
27	191,800	261,200	344,300	387,100
28	194,000	263,400	346,100	389,000
29	196,100	266,200	348,000	390,800
30	197,800	268,400	349,800	392,800
31	199,700	270,300	351,300	394,700
32	201,400	272,500	353,000	396,600
33	203,200	274,300	354,500	398,300
34	205,200	276,300	355,900	400,100
35	207,100	278,500	357,200	401,700
36	209,000	280,400	358,700	403,500
37	210,800	282,400	360,000	404,800
38	212,700	283,900	361,400	406,300
39	214,600	285,100	362,700	407,700
40	216,600	286,600	364,100	409,200
41	218,500	288,100	364,800	410,600
42	220,400	289,100	366,000	411,900
43	222,400	290,100	367,200	413,400
44	224,300	291,100	368,300	415,100
45	226,000	291,800	369,500	416,500
46	228,000	293,100	370,800	417,700
47	229,800	294,300	372,100	419,300
48	231,600	295,500	373,200	421,000
49	233,400	296,900	374,300	422,300
50	235,200	298,200	375,600	423,700
51	236,900	299,400	377,000	425,200
52	238,700	300,500	378,300	426,700
53	240,200	301,700	379,000	428,100

	54	242,000	302,900	380,000	429,500
	55	243,800	304,300	380,900	430,900
	56	245,400	305,400	382,000	432,400
	57	246,700	306,400	382,800	433,500
	58	247,900	307,500	383,600	434,800
再任用 の警察 職員以 外の職 員	59	249,000	308,700	384,300	436,200
	60	250,100	309,900	385,000	437,600
	61	251,200	310,800	385,600	438,400
	62	252,300	311,900	386,300	439,300
	63	253,200	313,000	387,300	440,300
	64	254,400	314,100	388,200	441,200
	65	255,600	315,000	388,800	442,100
	66	256,700	316,200	389,600	443,000
	67	257,800	317,100	390,400	443,600
	68	258,700	318,100	391,200	444,400
	69	259,600	319,100	391,800	444,800
	70	261,100	320,100	392,600	445,400
	71	262,600	321,300	393,300	445,900
	72	264,000	322,400	394,000	446,400
	73	265,500	323,000	394,700	446,900
	74	266,900	324,000	395,300	
	75	268,300	325,100	395,900	
	76	269,400	326,300	396,600	
	77	270,500	327,400	397,300	
	78	271,800	328,400	397,900	
	79	273,100	329,300	398,600	
	80	274,200	330,200	399,200	
	81	275,500	331,300	399,800	
	82	276,900	332,200	400,400	
	83	278,200	332,900	401,000	
	84	279,400	333,700	401,600	
	85	280,500	334,200	402,100	
	86	281,600	334,700	402,600	
	87	283,000	335,200	403,100	
	88	284,200	335,700	403,900	
	89	285,100	336,000	404,300	
	90	286,300	336,500	404,800	
	91	287,300	337,000	405,300	
	92	288,600	337,600	406,000	
	93	289,500	337,900	406,400	
	94	290,500	338,300	406,900	
	95	291,500	338,800	407,400	
	96	292,500	339,300	408,100	
	97	292,900	339,800	408,500	
	98	293,900	340,300		
	99	294,600	340,800		
	100	295,500	341,300		
	101	296,400	341,800		
	102	297,100	342,300		
	103	297,800	342,900		

104	298,600	343,400		
105	299,300	343,900		
106	299,800	344,300		
107	300,300	344,800		
108	300,800	345,200		
109	301,000	345,700		
110	301,400	346,100		
111	301,700	346,600		
112	302,000	347,000		
113	302,300	347,500		
114	302,600	347,900		
115	302,900	348,500		
116	303,200	348,900		
117	303,500	349,400		
118	303,900	349,800		
119	304,300	350,200		
120	304,700	350,600		
121	305,000	351,000		
再任用 の警察 職員	221,000	263,000	288,300	331,400

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第19項の前の見出し、同項、附則第21項及び附則第22項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの規定は、平成29年4月1日から適用する。
(実施規定)
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(給与の内払)
- この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成29年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

警 務 課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第32号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「11,000円」を「9,900円」に改め、同項第8号中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改める。

第4条第1号中「2,400円」を「2,100円」に改める。

第5条第1号中「25,000円」を「22,000円」に改める。

第6条第2号中「4,600円」を「5,400円」に改める。

第8条第6号中「1,600円」を「1,800円」に改め、同条第8号中「2,200円」を「1,900円」に改める。

第9条第1項第8号中「2,000円」を「1,800円」に改め、同項第12号中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同項第15号中「650円」を「750円」に改め、同項第16号中「3,850円」を「1,400円」に、「2,100円」を「800円」に改め、同項第17号及び第19号中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項第22号中「2,500円」を「別表第4の8の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同8の右欄に定める額」に改め、同項第24号及び第25号中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項第26号中「2,400円」を「2,350円」に改め、同項第27号中「別表第4の8」を「別表第4の9」に、

「同8」を「同9」に改め、同項第29号中「別表第4の9」を「別表第4の10」に、「同9」を「同10」に改める。

第11条第7号及び第16号中「2,000円」を「1,800円」に改める。

第12条第1号中「13,000円」を「12,000円」に改め、同条第2号中「1,900円」を「1,700円」に改める。

第13条第2号中「1,000円」を「1,100円」に改める。

別表第1の8の備考の1中「8,000円」を「8,700円」に改める。

別表第4の1中「1,600円」を「1,550円」に、「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に、「1,850円」を「1,900円」に、「2,200円」を「2,550円」に、「3,100円」を「3,350円」に、「2,950円」を「2,600円」に、

「4,500円」を「4,050円」に、

1,500円
1,750円

を

「

1,500円
1,700円

に、「4,550円」を「4,800円」に、「2,850円」を

「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改め、同表の2中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に、「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表の3及び4中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の5

中「23,100円」を「23,400円」に、「それぞれ2万3,100円」を「それぞれ2万3,400円」に、「19,650円」を「19,500円」に、「それぞれ1万9,650円」を「それぞれ1万9,500円」に、「14,500円」を「14,700円」に、「それぞれ1万4,500円」を「それぞれ1万4,700円」に、「21,700円」を「21,500円」に、「それぞれ2万1,700円」を「それぞれ2万1,500円」に改め、同5の備考の1中「2万3,100円」を「2万3,400円」に、「2,450円」を「2,350円」に、「1万9,650円」を「1万9,500円」に、「850円」を「900円」に、「1万4,500円」を「1万4,700円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「2万1,700円」を「2万1,500円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同備考の2中「2万3,100円」を「2万3,400円」に、「550円」を「500円」に、「1万9,650円」を「1万9,500円」に、「350円」を「300円」に、「1万4,500円」を「1万4,700円」に改め、同5の付表中

「

3,600円	1,300円
--------	--------

を

「

3,550円	1,250円
--------	--------

に、

「

2,450円	1,950円	1,950円
2,450円	1,950円	1,950円
2,000円	1,950円	2,500円
1,750円	2,100円	2,550円

を

「

2,500円	2,000円	2,000円
2,500円	2,000円	2,000円
2,350円	1,900円	2,650円
1,800円	2,050円	2,550円

に改め、同表の6中

「14,600円」を「14,550円」に、「それぞれ1万4,600円」を「それぞれ1万4,550円」に、「11,800円」を「11,850円」に、「それぞれ1万1,800円」を「それぞれ1万1,850円」に、「9,400円」を「9,650円」に、「それぞれ9,400円」を「それぞれ9,650円」に、「12,750円」を「12,450円」に、「それぞれ1万2,750円」を「それぞれ1万2,450円」に改め、同6の備考の1中「1万4,600円」を「1万4,550円」に、「2,500円」を「2,400円」に、「1万1,800円」を「1万1,850円」に、「9,400円」を「9,650円」に、「1万2,750円」を「1万2,450円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同備考の2中「1万4,600円」を「1万4,550円」に、「250円」を「150円」に、「1万1,800円」を「1万1,850円」に、「100円」を「150円」に、「9,400円」を「9,650円」に改め、同6の付表中

「

4,000円	3,600円	1,300円
1,350円	1,250円	1,300円
1,250円	1,200円	1,100円
1,550円	1,350円	1,300円
1,550円	1,350円	1,300円
1,400円	1,300円	1,200円

を

「

4,000円	3,550円	1,250円
1,400円	1,300円	1,350円
1,300円	1,250円	1,250円
1,600円	1,350円	1,300円
1,600円	1,350円	1,300円
1,500円	1,300円	1,250円

に改め、同表の7中

「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に、「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に、「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に、「1,050円」を

「1,000円」に改め、同表の9中「1,400円」を

「1,800円」に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を

「7,950円」に改め、同9を同表の10とし、同表の8中「2,100円」を

「

講習1時間について4,100円
講習1時間について3,400円
講習1時間について2,450円
講習1時間について4,100円

を
「

講習1時間について4,450円
講習1時間について3,500円
講習1時間について2,800円
講習1時間について4,150円

」

に、「1,400円」を「1,500円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「650円」を「750円」に、

「

講習1時間について2,400円

を

「

講習1時間について2,450円

に、「4,650円」を

「

5,100円

」に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、「

5,650円
2,000円

」を「

5,800円
2,250円

」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、「

2,400円

」を「

2,350円

」に、「13,200円」を「12,500円」に、「1,900円」を「2,000円」に改め、同8を同表の9とし、同表の7の次に次のように加える。

8 免許証更新手数料

区 分	金 額
(1) 免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	2,500円
(2) 免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	2,550円

別表第6中「

1,500円

」を「

1,600円

」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

生活安全企画課 交通企画課 交通指導課 東北信運転免許課



農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第7号

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（昭和40年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人 事 課

特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第8号

特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第1条 特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第9項」を「附則第9項第1号」に改める。

第3条第1項第6号中「県立ときわぎ寮」の次に「及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第4項の規定による委託を受けた者が一時保護を行う施設」を加える。

第4条第1項中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号中「第6号、第7号及び第9号」を「次号、第9号及び第11号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第6号」を「第8号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「（昭和26年法律第166号）」を削り、「第6号及び第9号」を「第8号及び第11号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による患者の入院のための移送作業又は同法第47条の規定による新感染症の所見がある者の入院のための移送作業に従事した職員

(3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のとさつ、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した職員（第8号及び第11号の職員を除く。）

第4条第2項第1号中「から第5号」を「第2号及び第4号から第7号」に改め、同項第3号中「前項第10号」を「前項第12号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前項第6号から第9号」を「前項第8号から第11号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第3号の作業 300円（当該作業が牛のとさつときは600円）

第5条第1項第1号中「第29条の2の2第1項」の次に「及び第34条第1項から第3項まで」を加える。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（外国勤務手当）

第15条 外国勤務手当の支給される職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 海外駐在を命ぜられた職員
- (2) 前号に掲げる職員の業務に相当する業務に従事すると知事が認める職員

2 外国勤務手当の額は、勤務1月につき、前項各号に掲げる職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給